

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月15日
【計算期間】	第12期（自 平成23年3月17日 至 平成24年3月16日）
【ファンド名】	朝日Nvest グローバル バリュース株オープン
【発行者名】	朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 種邑 満
【本店の所在の場所】	東京都杉並区和泉一丁目22番19号
【事務連絡者氏名】	宮崎 恭介
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03－3323－6201
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

②ファンドの基本的性格

- 1) 当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式[※]」で行います。原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保ちます。ただし、投資環境等によっては弾力的に運用することがあります。

※「ファミリーファンド方式」とは、投資者から集めた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。
マザーファンドの投資成果はベビーファンドに反映されます。



- 2) 社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は次のとおりです。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式 債券 不動産投信 その他資産 ()
	海外	
追加型投信	内外	資産複合

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)		
	年2回	日本	ファミリーファンド	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファンド・オブ・ファンズ	あり ()
	年6回 (隔月)	欧州		なし
	年12回 (毎月)	アジア		
	不動産投信			オセアニア
その他資産 (投資信託証券(株式))	日々	中南米 アフリカ		
資産複合 資産配分固定型 資産配分変動型	その他 ()	中近東 (中東) エマージング		

<各分類および区分の定義>

商品分類

単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (株式))	目論見書または信託約款において、主として株式に投資する投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を除く)	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリー ファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託 [※] （ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。 ※マザーファンドということがあります。
為替ヘッジ	なし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

（注）上記は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。当ファンドが該当する商品分類・属性区分を反転表示しています。その他の商品分類・属性区分の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

③信託金の限度額

2,000億円とします。

なお、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

朝日Nvest バリュースタイル 外国株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除く世界各国の株式にグローバルな視点で投資し、キャピタルゲインの獲得および配当等収益の確保を目指して運用を行います。

当ファンドの特色は、当該マザーファンドの特色と同様ですので、「＜参考＞マザーファンドの特色」をご覧ください。

＜参考＞マザーファンドの特色

朝日Nvest バリュースタイル 外国株マザーファンド

●世界の株式に投資

日本を除く世界各国の株式にグローバルな視点で投資し、キャピタルゲインの獲得および配当等収益の確保を目指して運用を行います。

エマージング諸国の株式も投資対象としますが、投資割合はポートフォリオの30%以内とします。

●ハリス・アソシエイツ社に運用を委託します。

バリュースタイル株投資で評価の高い米ハリス・アソシエイツ社に、マザーファンドの外貨建資産の運用指図に関する権限を委託し、同社の卓越した調査能力に基づき、銘柄選択を行います。

▼ハリス・アソシエイツ社（ハリス・アソシエイツ・エル・ピー）について

- ・ハリス・アソシエイツ社は、1976年にシカゴを本拠地として設立されました。
- ・バリュースタイルの運用に確固たる信念を持ち、すべての株式ファンドを一貫したバリュースタイルの哲学に基づき運用しています。
- ・運用資産645億米ドル（平成23年12月末）

●厳選投資

企業訪問を含む企業調査を基本としたボトムアップ・アプローチにより、フリーキャッシュフロー、利益成長の潜在能力、業界における競争力、経営者の経営方針等から独自に評価した企業価値に対し割安な銘柄を発掘し、厳選投資します。

徹底した企業調査により銘柄を厳選し、投資銘柄数は30～50銘柄程度に絞り込みます。

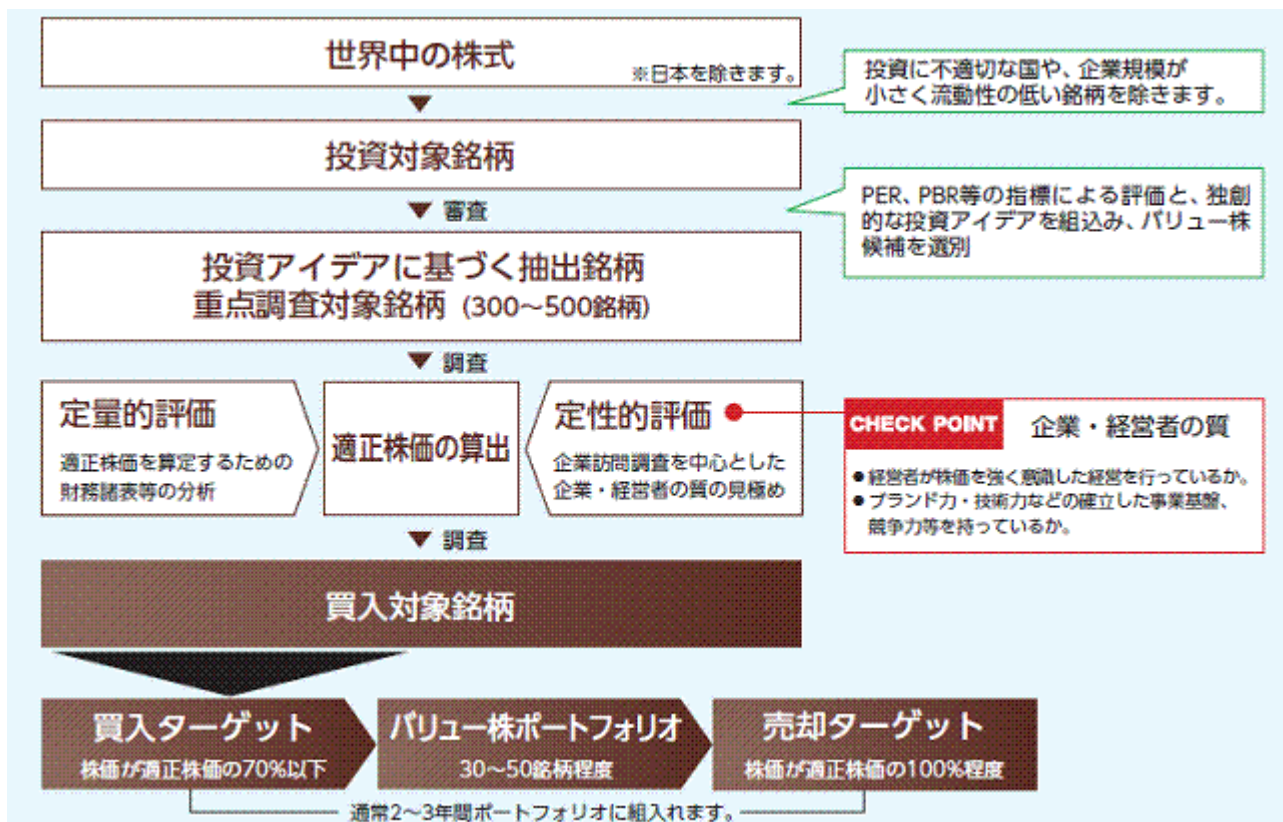
●銘柄本位

国や業種などにはこだわらず、個別の銘柄選択の積み上げにより銘柄本位でポートフォリオを構築します。

●為替

対円での為替ヘッジは、原則として行いません。

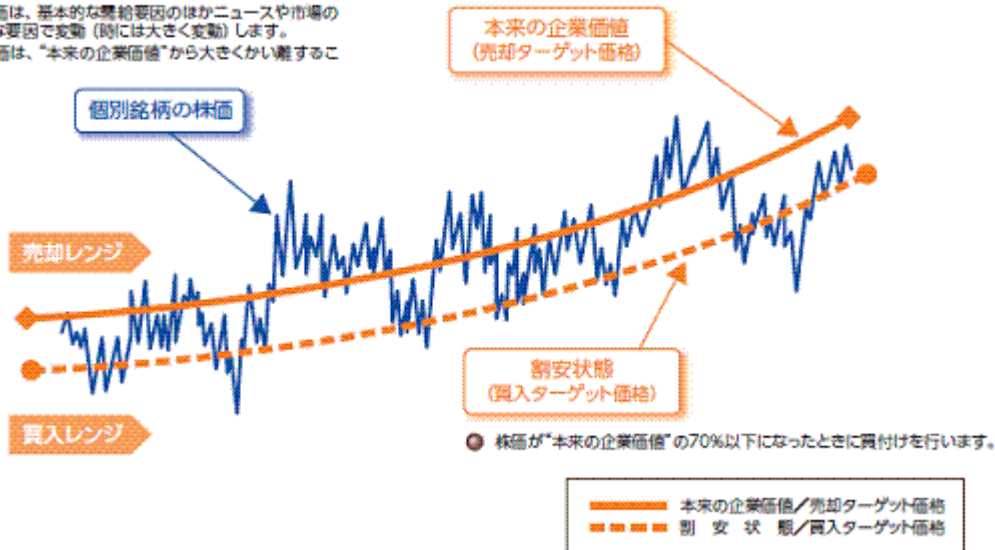
なお、対米ドルでは、円以外の通貨にかかる外国為替予約取引を行うことがあります。



<イメージ図>

- 個別銘柄の株価は、基本的な要素のほかにニュースや市場の噂などの様々な要因で変動（時には大きく変動）します。
- 個別銘柄の株価は、“本来の企業価値”から大きくかい離することがあります。

- 個別銘柄の“本来の企業価値”は、日々の株価のように変動しません。
- 日々の株価に一喜一憂せず、“本来の企業価値”が右肩上がりに成長する銘柄を見極めます。



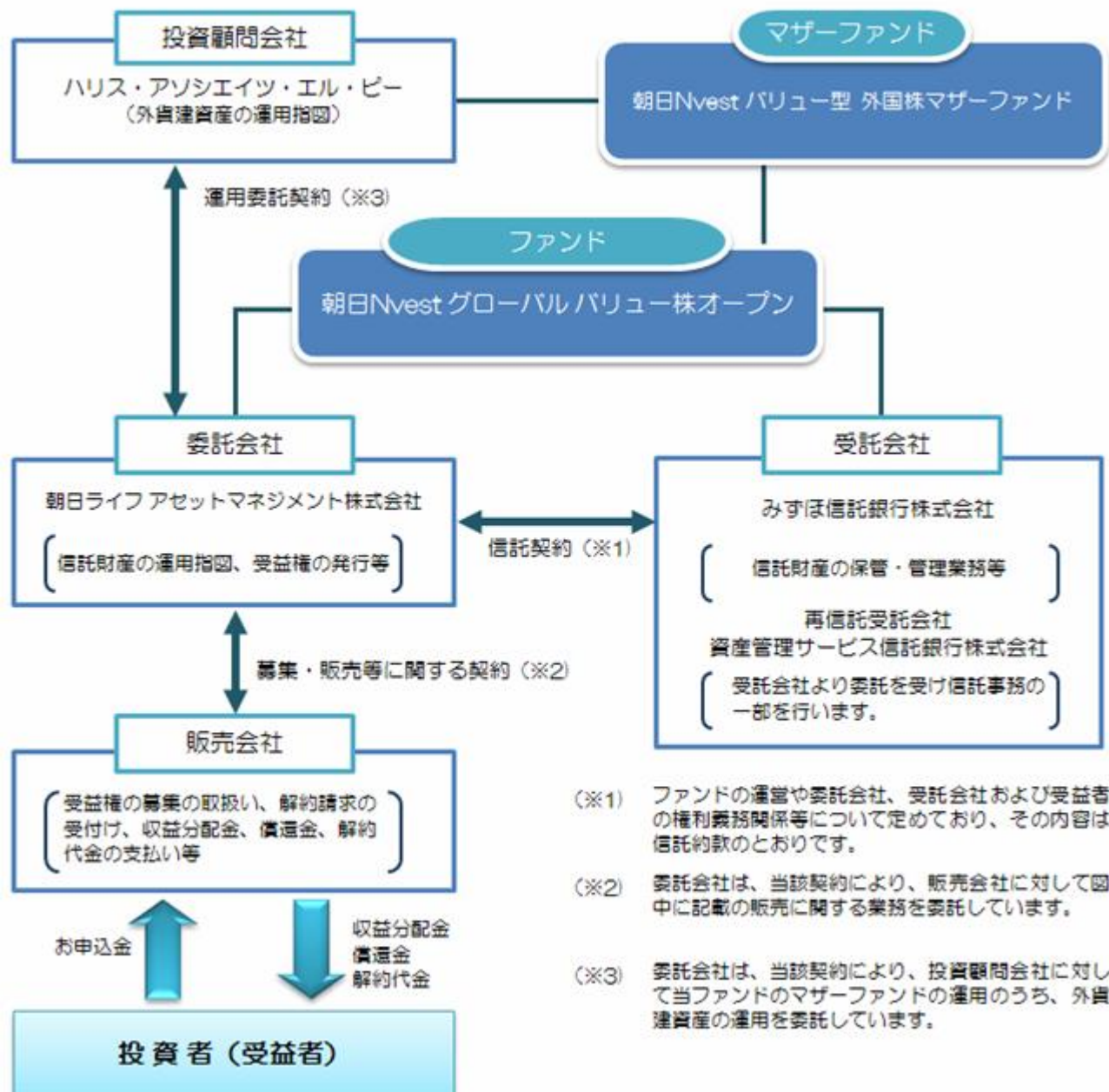
資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

平成12年3月24日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み及び関係法人



②委託会社の概況

1) 資本金の額（平成24年4月末現在）

30億円

2) 会社の沿革

昭和60年7月 朝日生命投資顧問株式会社設立

平成11年4月 朝日ライフ アセットマネジメント株式会社に商号変更

3) 大株主の状況（平成24年4月末現在）

名称	住所	所有株式数	比率
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町2-6-1	32,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ①朝日Nvest バリュース型 外国株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
- ②ハリス・アソシエイツ社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除く世界各国株式にグローバルな視点で投資し、キャピタルゲインの獲得および配当等収益の確保を目指して運用を行います。
- ③マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

- ④外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。なお、対米ドルでは、円以外の通貨にかかる外国為替予約取引を行うことがあります。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合やファンドの投資目的が達成されない場合があります。

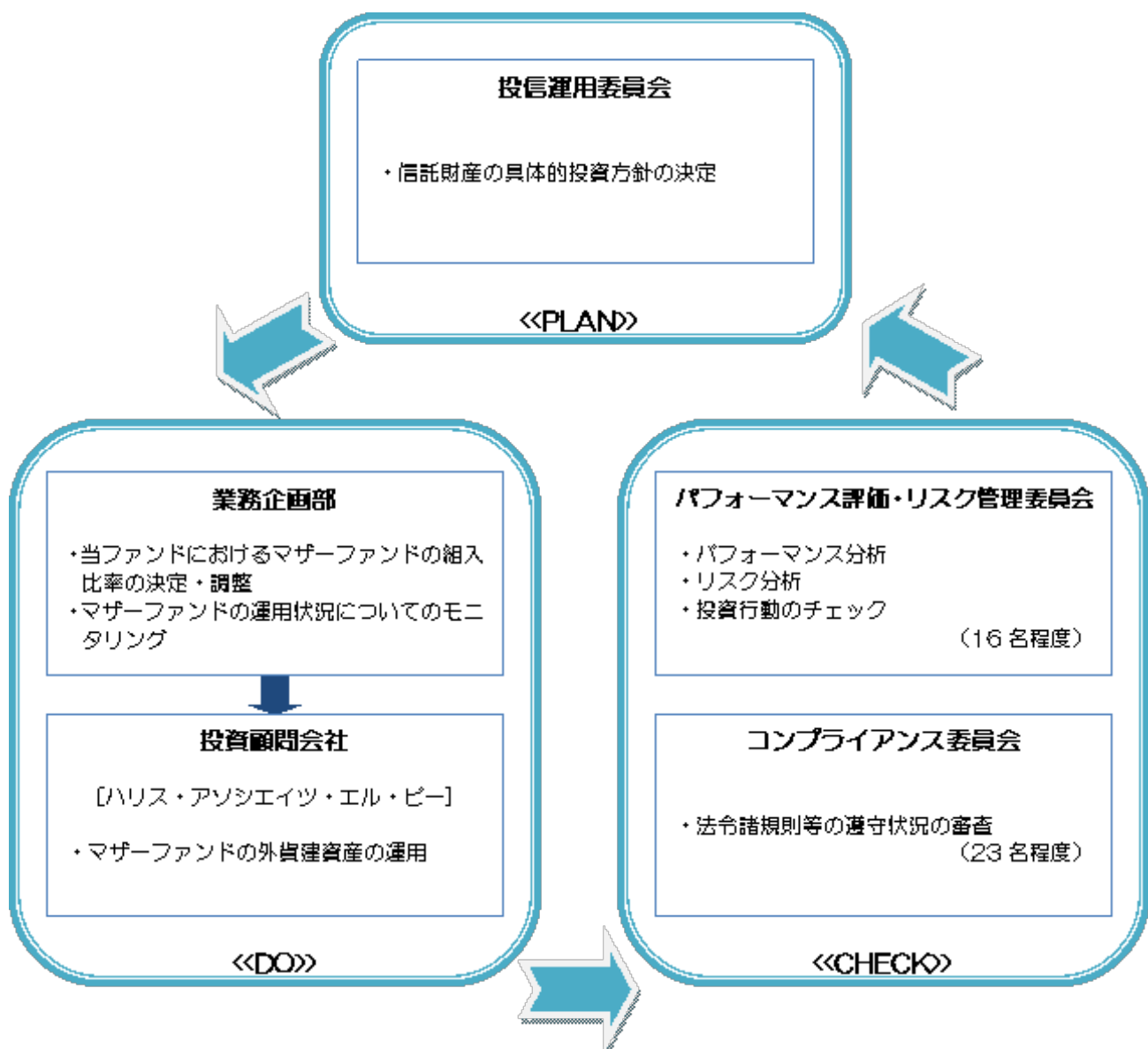
（２）【投資対象】

- ①委託会社は、信託金を、主として朝日Nvest バリュート型 外国株マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
- １）株券または新株引受権証券
 - ２）国債証券
 - ３）地方債証券
 - ４）特別の法律により法人の発行する債券
 - ５）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - ６）資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - ７）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - ８）協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - ９）資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10）コマーシャル・ペーパー
 - 11）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12）外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記１）から11）までの証券または証書の性質を有するもの
 - 13）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるもので、主として有価証券に投資を行うものをいいます。）
 - 14）投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
 - 17）預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18）外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
 - 20）抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22）外国の者に対する権利で前記21）の有価証券の性質を有するもの
- なお、１）の証券または証書、12）および17）の証券または証書のうち１）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２）から６）までの証券ならびに12）および17）の証券または証書のうち２）から６）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13）および14）の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ②委託会社は、信託金を、前記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の

規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6) 外国の者に対する権利で前記5)の権利の性質を有するもの
- ③前記①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を前記②の1)から6)までの金融商品により運用することを指図することができます。

（3）【運用体制】



ファンドの運用に際しては、社内規程等において以下に述べる意思決定プロセスにかかる組織体および権限、責任等を定め、これに基づき業務を執行します。

また、業務執行の適切性については、適宜、内部監査部門による評価等によりその実効性を確保しています。

《PLAN》

③収益分配金の支払いについては、以下のとおりです。

1) 分配金受取コース

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

2) 自動けいぞく投資コース

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、税金を差し引いた後、無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

（注）将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（5）【投資制限】

①信託約款に定める投資制限

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。＜信託約款「運用の基本方針」2.（3）＞
- 2) 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第19条第4項＞
上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。＜信託約款第19条第6項＞（以下3）、5）、6）、7）において同じ。）
- 3) 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第19条第5項＞
- 4) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」ということがあります。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。＜信託約款第21条第1項＞
上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。＜同条第2項＞
- 5) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第22条第1項＞
- 6) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する同一銘柄の当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第22条第2項＞
- 7) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第23条第1項＞

- 8) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図を行うことができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。＜信託約款第24条第1項＞
- 上記の信用取引の指図は、次の1から6までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1から6までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。＜同条第2項＞
- 1 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2 株式分割により取得する株券
 - 3 有償増資により取得する株券
 - 4 売出しにより取得する株券
 - 5 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 - 6 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記5に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- 9) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。＜信託約款第25条第1項＞
- 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。＜同条第2項＞
- 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。＜同条第3項＞
- 10) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第26条第1項＞
- スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。＜同条第2項＞
- スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。＜同条第3項＞
- 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。＜同条第4項＞
- 11) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第27条第1項＞
- 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。＜同条第2項＞
- 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。＜同条第3項＞
- 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。＜同条第4項＞
- 12) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき、次の各

号の範囲内で貸付の指図を行うことができます。＜信託約款第28条第1項＞

- 1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。＜同条第2項＞

委託会社は、有価証券の貸付を行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。＜同条第3項＞

- 13) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。＜信託約款第29条第1項＞

上記の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。＜同条第2項＞

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図を行うものとします。＜同条第3項＞

- 14) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。借入れにかかる品賃料は信託財産中から支弁します。＜信託約款第30条第1項、第4項＞

上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。＜同条第2項＞

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。＜同条第3項＞

- 15) 外貨建資産（外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。））、預金その他資産をいいます。以下同じ。）への実質投資割合には、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。＜信託約款第31条＞

- 16) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。＜信託約款第32条第1項＞

上記の予約取引の範囲は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額のうち信託財産に属するとみなした額との総合合計額と、信託財産にかかる為替の売予約の合計額とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の合計額のうち信託財産に属するとみなした額との総合合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。＜同条第2項、第4項＞

上記においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の合計額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の合計額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。＜同条第3項＞

- 17) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。＜信託約款第41条第1項＞

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。＜同条第2項＞

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。＜同条第3項＞

借入金の利息は信託財産中より支弁します。＜同条第4項＞

②法令に基づく投資制限

1) 同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

2) デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを指図しないものとします。

＜参考＞マザーファンドの概要

朝日Nvest バリュース型 外国株マザーファンド

※以下「（3）投資制限」までにおいて、「ファンド」、「信託財産」および「信託期間」とは、マザーファンドのそれらをいいます。

（1）投資方針

①投資対象

日本を除く世界各国の株式に投資し、信託財産の長期的な成長を目指して、運用を行います。

②投資態度

- 1) 主として日本を除く世界各国株式にグローバルな視点で投資し、キャピタルゲインの獲得および配当等収益の確保を目指して運用を行います。
- 2) 運用にあたっては、運用委託契約に基づきハリス・アソシエイツ社に外貨建資産についての運用指図（米ドルを対価とする円以外の通貨にかかる外国為替予約取引の指図を含みます。）に関する権限を委託します。
- 3) ポートフォリオの構築にあたっては、企業訪問を含め企業調査を基本としたボトムアップ・アプローチにより、フリーキャッシュフロー、利益成長の潜在能力、業界における競争力、経営者の経営方針等から独自に評価した企業価値に対し割安な銘柄を発掘し、厳選投資します。
- 4) 発行体の属する国別の投資割合は、次のとおりとします。

アメリカおよびカナダの合計	25%～75%
上記以外の先進諸国(*)の各国	0%～30%
エマージング諸国(**)の各国	0%～10%

(*) オーストラリア、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、オ

ランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スペイン、スイス、スウェーデン、イギリスとします。

(**) 先進国以外の諸国とします。

- 5) エマージング諸国の株式への投資合計割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- 6) 株式の組入比率は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により、弾力的に変更を行うことがあります。
- 7) 外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行いません。なお、対米ドルでは、円以外の通貨にかかる外国為替予約取引を行うことがあります。
- 8) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合や、ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(2) 投資対象

- ① 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - 1) 株券または新株引受権証券
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1) から11) までの証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるもので、主として有価証券に投資を行うものとします。）
 - 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で前記21) の有価証券の性質を有するものなお、1) の証券または証書、12) および17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券ならびに12) および17) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) および14) の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託会社は、信託金を、前記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の

規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前記5)の権利の性質を有するもの

③前記①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金、を前記②の1)から6)までの金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 投資制限

①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。＜信託約款「運用の基本方針」2.（3）＞

②委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第10条第4項＞

③委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第10条第5項＞

④委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。＜信託約款第13条第1項＞

上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。＜信託約款第13条第2項＞

⑤委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第14条第1項＞

⑥委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第14条第2項＞

⑦委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第15条＞

⑧委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。＜信託約款第16条第1項＞

上記の信用取引の指図は、次の1から6までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1から6までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。＜同条第2項＞

- 1 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- 2 株式分割により取得する株券
- 3 有償増資により取得する株券
- 4 売出しにより取得する株券
- 5 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
- 6 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記5に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑨委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第17条第1項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。＜同条第2項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。＜同条第3項＞

⑩委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第18条第1項＞スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。＜同条第2項＞

スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。＜同条第4項＞

⑪委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第19条第1項＞

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。＜同条第2項＞

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。＜同条第4項＞

⑫委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき、次の各号の範囲内で貸付の指図を行うことができます。＜信託約款第20条第1項＞

1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。＜同条第2項＞

委託会社は、有価証券の貸付を行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。＜同条第3項＞

⑬委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。＜信託約款第21条第1項＞

上記の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。＜同条第2項＞

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図

を行うものとします。＜同条第3項＞

- ⑭委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。＜信託約款第22条第1項、第4項＞

上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。＜同条第2項＞

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。＜同条第3項＞

- ⑮外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。＜信託約款第23条＞

- ⑯委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。＜信託約款第24条第1項＞

上記の予約取引の範囲は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。＜同条第2項＞

上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。＜同条第3項＞

3【投資リスク】

①リスクに関する留意点

- 1) ファンドは値動きのある有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の値動きなどの影響により、基準価額が下落することがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、これを割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。
信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 2) ファンドは金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。
- 3) ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 4) 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

②ファンドの主なリスク

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

1) 株価変動リスク

株式の価格（株価）が発行会社の経営・財務状況の変化、国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受け下落するリスクをいいます。株式の実質組入比率は原則として高水準を維持しますので、株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。ファンドが実質的に投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、その企業の株価は大きく下落し、ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

2) 為替変動リスク

外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落した場合（円高の場合）には、円ベースの資産価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

当ファンドでは、外貨建資産について原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、日本円と日本円以外の通貨間の為替相場の変動により、基準価額が大きく変動することがあります。

3) 信用リスク

発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、債券等の利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク（債務不履行）をいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、株式ならびに債券およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品の価格は下落し（価格がゼロになることもあります。）、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の格付変更に伴い価格が下落するリスクもあります。

4) カントリーリスク

一般に、有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。その結果、ファンドの投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融市場が混乱し、資産価格が大きく変動することがあります。

5) 金利変動リスク

金利水準の大きな変動は株式市場に影響を及ぼす場合があります、ファンドの基準価額の変動要因となります。

6) 流動性リスク

有価証券を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がないために売却することができない、あるいは売り需要がないために購入することができない等のリスクをいいます。そのため保有有価証券の売却を行う場合、市況動向や流動性、あるいはファンドの解約金額によっては、保有有価証券を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが生じる場合があります、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

7) ファミリーファンド方式に起因するリスク

マザーファンドへ投資する他のベビーファンドがある場合、当該ベビーファンドの設定・解約等によりマザーファンドに資金の流出入が生じることがあります。その結果として、マザーファンドにおいて組入有価証券の売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

8) 繰上償還リスク

当ファンドは、受益権の口数が当初設定口数の10分の1または10億口を下回ることとなった場合、受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときなどには、繰上償還されることがあります。

9) 為替取引の相手先に関するリスク

当ファンドでは、外貨建資産について原則として対円での為替ヘッジを行いませんが、対米ドルでは日本円以外の通貨にかかる外国為替予約取引を行うことがあります。

外国為替予約取引を行う場合、これらの取引には相手先の決済不履行リスクが伴います。

10) その他の留意点

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変等により閉鎖されることがあります。

③ リスク管理体制

ファンドのリスク管理は、社内規程やガイドライン等に基づき、運用部門のほか、管理部門およびコンプライアンス部門により行われています。また、リスク管理の状況は、委託会社の役員および各部門の代表者により構成されるリスク管理に関する委員会等において報告・検証され、必要に応じて改善される仕組みとなっています。

マザーファンドの外貨建資産の運用を行う投資顧問会社は、運用委託契約に基づくガイドラインのとおり運用が行われているかのチェックを行うほか、定期的にレポートを作成し、ファンドの運用状況に関する情報を委託会社へフィードバックします。

1) パフォーマンス評価とリスク管理

- a. パフォーマンスおよびリスクの状況は、社内一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上で分析の基礎となるデータは、各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。
- b. 当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、役員、運用責任者を主要参加メンバーとするパフォーマンス評価・リスク管理委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。
- c. 業務企画部へのフィードバックは、パフォーマンス評価・リスク管理委員会および投信運用委員会を通じて行っています。
- d. 業務企画部は、常時のモニタリングおよび前記c. の結果、必要に応じてマザーファンドの外貨建資産の運用を行う投資顧問会社との調整を行います。

2) 運用にかかわるコンプライアンスチェック

- a. 担当ファンドマネジャー等においては、日次でリスク管理およびポジション管理を行っており、管理部においても組入比率等の基礎数値を計算してリスク管理を行っています。
- b. マザーファンドの外貨建資産にかかる売買執行については、事後チェックを管理部が担当し、そのチェック状況については逐次コンプライアンス室に報告を行っています。
- c. コンプライアンス室においては、信託約款や運用計画書に規定された資産配分、運用内容の遵守状況、ファンド間売買等についてのチェックを行っています。
- d. コンプライアンス推進の責任者として、コンプライアンス・オフィサーを配置しています。コンプライアンス・オフィサーは社長の命を受けて、運用にかかるコンプライアンスの推進に関する基本方針を立案し、各部およびコンプライアンス室に対して必要な指示を行う権限を有しています。
- e. コンプライアンス・オフィサーが主催し経営陣が参加して開催されるコンプライアンス委員会においては、コンプライアンス状況の報告が行われ、問題案件等がある場合には、それらについての対応策、改善策、是正措置等を協議決定することとしています。
- f. 業務企画部は、常時のモニタリングおよび前記e. の結果、必要に応じてマザーファンドの外貨建資産の運用を行う投資顧問会社との調整を行います。

(注)委員会および部・室の名称等は変更される場合があります。

<参考>投資顧問会社のリスク管理体制

マザーファンドの外貨建資産の運用を行う投資顧問会社（ハリス・アソシエイツ社）のリスク管理体制は以下のとおりです。

①運用担当者によるチェック

- 1) 運用担当者は、運用委託契約に基づくガイドラインに定められた事項にしたがって運用を行いますが、個別銘柄の売買はすべてトレーダーを通じて執行されます。
- 2) 売買執行後、運用担当者はポートフォリオの内容について分析を行い、ガイドラインに抵触していないかのチェックを行います。
- 3) 定期的に他のファンドの運用担当者がガイドラインのとおり運用が行われているかどうかのチェックを行います。

②その他

- 1) コンプライアンスにかかる体制整備として、投資顧問会社では、法務担当責任者（ゼネラル・カウンセラー）のもとにコンプライアンス・オフィサーを配置しています。
- 2) ブローカーの選定に際しては、知名度、取引実績および信用力等についての基準を設けています。
- 3) 投資顧問会社は、定期的にレポートを作成し、当ファンドの運用状況に関する情報を委託会社へフィードバックします。

4 【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%^注）を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

注：ここでの税とは、申込手数料にかかる消費税等をいいます。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬は、信託期間を通じて毎日、純資産総額に対し年1.89%（税抜1.8%^注）の率を乗じて得た額とし、信託財産の費用として計上されます。信託報酬の支払いは、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。

注：ここでの税とは、信託報酬にかかる消費税等をいいます。以下の配分においても同じです。

信託報酬の配分は次のとおりです。

純資産総額	委託会社※	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	1.155% (税抜1.10%)	0.63% (税抜0.60%)	0.105% (税抜0.10%)
100億円超 200億円以下の部分	1.05% (税抜1.00%)	0.735% (税抜0.70%)	0.105% (税抜0.10%)
200億円超の部分	0.9975% (税抜0.95%)	0.7875% (税抜0.75%)	0.105% (税抜0.10%)

※ 委託会社の報酬には、ハリス・アソシエーツ社への「朝日Nvest バリュース型 外国株マザーファンド」の運用指図権限委託報酬が含まれます。当該委託報酬の総額は、信託期間を通じて毎日、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に対し、年0.6%の率を乗じて得た額とします。

（４）【その他の手数料等】

①換金する受益者が負担する信託財産留保額として、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が差し引かれ、信託財産に残されます。

②信託財産に関する租税、信託財産にかかる監査費用および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査費用は、毎日、純資産総額に対し、年0.00525%（税抜0.005%^注）の率を乗じて得た額とします。

ただし、年42万円（税抜40万円^注）を上限とします。監査費用は、監査法人との契約等により変更になることがあります。

注：ここでの税とは、監査費用にかかる消費税等をいいます。

③ファンドの組入有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引・スワップ取引・金利先渡取引・為替先渡取引に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用、公社債の借入れにかかる費用、借入金の利息ならびに外国為替予約取引に要する費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。これらの費用に消費税等がかかる場合は、その消費税等相当額を信託財産中から支弁します。これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱い[※]となります。
※課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個別元本について

１）追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

２）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより計算されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本が計算されます。また、同一販売会社であっても

複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本が計算される場合があります。

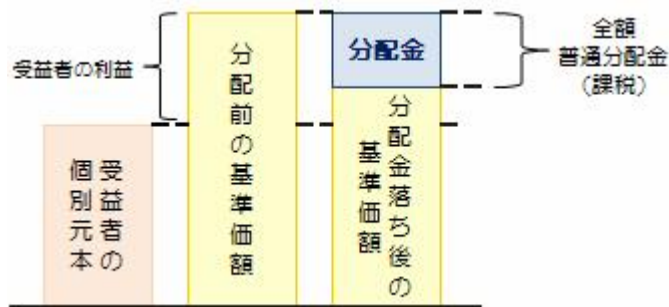
- 3) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

②収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）とがあります。

1) 普通分配金

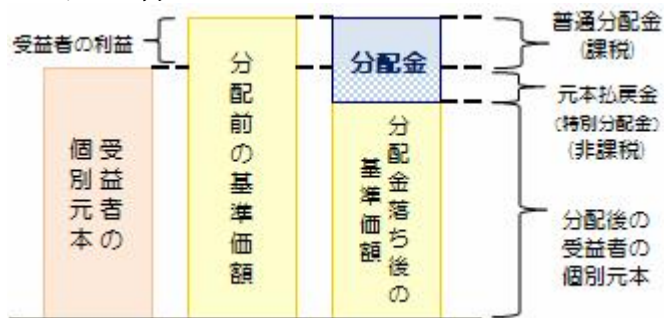
<イメージ図>



収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

2) 元本払戻金（特別分配金）

<イメージ図>



収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上図は、あくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、収益分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

③個人、法人別の課税の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

a. 収益分配金に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、平成24年12月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。

なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税を選択することもできます。

b. ご換金（解約）時および償還時における課税

解約時の解約価額^注および償還時の償還価額から取得費（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）は、譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

その税率は、平成24年12月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）です。

注：解約価額とは、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額です。

c. 損益通算について

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等との損益通算が可能です。また、解約時および償還時の譲渡益については、他の上場株式等の譲渡損との損益通算が可能です。

2) 法人の受益者に対する課税

a. 収益分配金に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、7%（所得税）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、上記7%の税率は、平成25年1月1日から7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%）、平成26年1月1日から15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）となります。

b. ご換金（解約）時および償還時における課税

解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税）の税率で源泉徴収されます。地方税の徴収はありません。

なお、上記7%の税率は、平成25年1月1日から7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%）、平成26年1月1日から15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）となります。

c. 益金不算入制度の適用はありません。

④確定拠出年金制度にかかる受益者に対する課税上の取扱い

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用され、当ファンドの収益分配時、ご換金（解約）時および償還時における課税は行われません。

上記は、平成24年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成24年4月27日現在の資産別および地域別の投資状況は次のとおりです。

資産の種類	投資国 または地域	時 価 合 計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券 (朝日Nvest バリュース型 外国株マザーファンド受益証券)	日本	26,549,269,849	99.12
コール・ローン、その他（負債控除後）		235,349,184	0.88
合 計 （純資産総額）		26,784,619,033	100.00

(注1) 投資比率とは、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。
(注2) 投資比率は、小数点第3位を四捨五入しています。

<参考>マザーファンドの投資状況

朝日Nvest バリュース型 外国株マザーファンド

平成24年4月27日現在の資産別および地域別の投資状況は次のとおりです。

資産の種類	投資国または地域	時 価 合 計 (円)	投資比率(%)
株 式	アメリカ	30,424,572,585	56.79
	スイス	7,377,500,248	13.77
	ドイツ	6,597,688,233	12.31
	イギリス	3,241,750,792	6.05
	オーストラリア	1,658,679,803	3.10
	スペイン	1,541,225,276	2.88
	イタリア	1,217,725,964	2.27
	スウェーデン	555,735,326	1.04
コール・ローン、その他（負債控除後）		960,364,947	1.79
合 計 （純資産総額）		53,575,243,174	100.00

(注1) 平成24年4月27日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。
(注2) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。
(注3) 投資比率は、小数点第3位を四捨五入しています。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

1) 主要銘柄の明細（平成24年4月27日現在）

種 類	銘 柄	国／ 地域	業種	数 量 (口)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1 親投資信託 受益証券	朝日Nvest バリュース型 外国株マザーファンド	日本	-	8,699,829,554	32,369	28,160,478,284	30,517	26,549,269,849	99.12

(注1) 投資銘柄は上記の1銘柄です。
(注2) 投資比率とは、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。
(注3) 投資比率は、小数点第3位を四捨五入しています。

2) 種類別投資比率（平成24年4月27日現在）

国内／外国	種 類	投資比率(%)
国 内	親投資信託受益証券	99.12
合 計		99.12

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考>マザーファンドの投資資産

朝日Nvest バリュース型 外国株マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄

1) 主要銘柄の明細（評価金額上位30銘柄）

平成24年4月27日現在

	銘柄名 種類 国/地域	通貨	業 種	数 量 (株)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ORACLE CORP 株式 アメリカ	米ドル	ソフトウェア・サービス	1,075,600	2,441 2,625,078,597	2,356 2,534,257,515	4.73
2	SNAP-ON INC 株式 アメリカ	米ドル	資本財	488,300	5,048 2,465,130,887	5,080 2,480,592,467	4.63
3	JULIUS BAER GROUP LTD 株式 スイス	スイスフラン	各種金融	743,300	3,287 2,443,010,948	3,100 2,304,376,876	4.30
4	RHEINMETALL AG 株式 ドイツ	ユーロ	資本財	511,200	5,065 2,589,199,986	4,488 2,294,262,532	4.28
5	MASTERCARD INC-CLASS A 株式 アメリカ	米ドル	ソフトウェア・サービス	60,400	34,063 2,057,421,175	36,859 2,226,261,626	4.16
6	EQUIFAX INC 株式 アメリカ	米ドル	商業・専門サービス	568,800	3,589 2,041,194,542	3,762 2,139,559,799	3.99
7	LABORATORY CRP OF AMER HLDGS 株式 アメリカ	米ドル	ヘルスケア機器・サービス	297,500	7,356 2,188,354,665	7,108 2,114,684,888	3.95
8	DAIMLER AG-REG 株式 ドイツ	ユーロ	自動車・自動車部品	459,700	5,195 2,388,252,655	4,575 2,103,062,406	3.93
9	ADECCO SA-REG 株式 スイス	スイスフラン	商業・専門サービス	489,400	4,383 2,145,269,630	4,058 1,985,859,326	3.71
10	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG 株式 スイス	スイスフラン	各種金融	987,500	2,384 2,354,244,497	1,972 1,947,551,450	3.64
11	DISCOVERY COMMUNICATIONS-C 株式 アメリカ	米ドル	メディア	481,500	3,626 1,745,892,710	3,982 1,917,510,914	3.58
12	CARNIVAL CORP 株式 アメリカ	米ドル	消費者サービス	678,300	2,630 1,783,755,423	2,645 1,794,218,946	3.35
13	TE CONNECTIVITY LTD 株式 アメリカ	米ドル	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	599,500	2,990 1,792,641,506	2,988 1,791,181,304	3.34
14	INTEL CORP 株式 アメリカ	米ドル	半導体・半導体製造装置	768,800	2,253 1,732,123,698	2,291 1,761,460,567	3.29
15	FEDEX CORP 株式 アメリカ	米ドル	運輸	240,600	7,681 1,848,141,447	7,108 1,710,229,190	3.19
16	TEXAS INSTRUMENTS INC 株式 アメリカ	米ドル	半導体・半導体製造装置	652,200	2,661 1,735,770,428	2,594 1,691,820,170	3.16
17	INCITEC PIVOT LTD 株式 オーストラリア	オーストラリアドル	素材	6,017,100	277 1,663,752,218	276 1,658,679,803	3.10
18	BBA AVIATION PLC 株式 イギリス	英ポンド	運輸	5,902,200	284 1,676,864,716	258 1,524,069,920	2.84
19	BANCO SANTANDER S.A 株式 スペイン	ユーロ	銀行	2,913,000	657 1,916,519,975	509 1,483,853,070	2.77
20	FIAT INDUSTRIAL 株式 イタリア	ユーロ	資本財	1,344,600	889 1,195,412,571	906 1,217,725,964	2.27
21	DIAGEO PLC 株式 イギリス	英ポンド	食品・飲料・タバコ	587,400	2,009 1,180,238,677	2,062 1,211,500,722	2.26
22	UNION PACIFIC CORP 株式 アメリカ	米ドル	運輸	129,200	9,181 1,186,180,703	9,205 1,189,222,730	2.22
23	INTL FLAVORS & FRAGRANCES 株式 アメリカ	米ドル	素材	240,900	4,646 1,119,147,154	4,882 1,176,062,887	2.20
24	MLP AG 株式 ドイツ	ユーロ	各種金融	1,661,000	662 1,099,213,324	688 1,143,566,608	2.13
25	NESTLE SA-REG 株式 スイス	スイスフラン	食品・飲料・タバコ	229,700	5,060 1,162,260,867	4,962 1,139,712,596	2.13
26	APACHE CORP 株式 アメリカ	米ドル	エネルギー	147,600	8,685 1,281,890,398	7,696 1,135,929,614	2.12
27	APPLIED MATERIALS 株式 アメリカ	米ドル	半導体・半導体製造装置	1,132,400	1,038 1,175,906,921	969 1,097,758,298	2.05
28	TENET HEALTHCARE CORP 株式 アメリカ	米ドル	ヘルスケア機器・サービス	2,572,300	461 1,186,239,810	419 1,077,640,390	2.01
29	LIVE NATION ENTERTAINMENT INC 株式 アメリカ	米ドル	メディア	1,470,700	759 1,116,447,343	721 1,060,326,461	1.98
30	SAP AG 株式 ドイツ	ユーロ	ソフトウェア・サービス	195,100	5,846 1,140,486,783	5,417 1,056,796,687	1.97

(注1) 平成24年4月27日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

(注2) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(注3) 投資比率は、小数第3位を四捨五入しています。

2) 業種別投資比率

平成24年4月27日現在

国内／外国	業 種	投 資 比 率 (%)
外 国	資本財	13.17
	ソフトウェア・サービス	10.86
	各種金融	10.07
	半導体・半導体製造装置	8.49
	運輸	8.26
	商業・専門サービス	7.70
	ヘルスケア機器・サービス	7.54
	メディア	5.56
	素材	5.29
	食品・飲料・タバコ	4.39
	自動車・自動車部品	3.93
	エネルギー	3.39
	消費者サービス	3.35
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.34
	銀行	2.88
合 計		98.21

(注1)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率をいいます。

(注2)投資比率は、小数第3位を四捨五入しています。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

	純 資 産 総 額 (円)		基 準 価 額 (円)	
第 3計算期間末 (平成15年 3月17日)	(分配付)	6,734,887,019	(分配付)	10,073
	(分配落)	6,734,887,019	(分配落)	10,073
第 4計算期間末 (平成16年 3月16日)	(分配付)	10,606,074,355	(分配付)	16,233
	(分配落)	8,655,185,792	(分配落)	13,233
第 5計算期間末 (平成17年 3月16日)	(分配付)	12,548,910,533	(分配付)	14,870
	(分配落)	10,877,298,884	(分配落)	12,870
第 6計算期間末 (平成18年 3月16日)	(分配付)	20,610,941,980	(分配付)	16,455
	(分配落)	17,504,613,143	(分配落)	13,955
第 7計算期間末 (平成19年 3月16日)	(分配付)	34,117,395,301	(分配付)	16,388
	(分配落)	28,951,733,939	(分配落)	13,888
第 8計算期間末 (平成20年 3月17日)	(分配付)	32,449,105,001	(分配付)	10,637
	(分配落)	31,533,911,427	(分配落)	10,337
第 9計算期間末 (平成21年 3月16日)	(分配付)	18,243,546,877	(分配付)	5,583
	(分配落)	18,243,546,877	(分配落)	5,583
第10計算期間末 (平成22年 3月16日)	(分配付)	24,733,774,318	(分配付)	9,043
	(分配落)	23,913,251,464	(分配落)	8,743
第11計算期間末 (平成23年 3月16日)	(分配付)	25,729,758,000	(分配付)	9,148
	(分配落)	24,885,961,867	(分配落)	8,848
第12計算期間末 (平成24年 3月16日)	(分配付)	28,591,245,078	(分配付)	9,491
	(分配落)	28,591,245,078	(分配落)	9,491
平成23年 4月末		29,390,038,381		9,912

5月末	28,560,888,402	9,548
6月末	27,748,266,100	9,261
7月末	26,290,135,832	8,738
8月末	23,289,992,846	7,692
9月末	21,844,351,552	7,214
10月末	25,160,198,041	8,342
11月末	22,356,031,885	7,417
12月末	22,920,265,108	7,585
平成24年 1月末	24,291,983,709	8,043
2月末	27,319,731,874	9,048
3月末	27,486,029,113	9,154
平成24年4月27日	26,784,619,033	8,932

②【分配の推移】

		1万口当たりの分配額（円）
第 3計算期間末	平成15年 3月17日	0
第 4計算期間末	平成16年 3月16日	3,000
第 5計算期間末	平成17年 3月16日	2,000
第 6計算期間末	平成18年 3月16日	2,500
第 7計算期間末	平成19年 3月16日	2,500
第 8計算期間末	平成20年 3月17日	300
第 9計算期間末	平成21年 3月16日	0
第10計算期間末	平成22年 3月16日	300
第11計算期間末	平成23年 3月16日	300
第12計算期間末	平成24年 3月16日	0

③【収益率の推移】

期 間		収 益 率（％）
第 3計算期間	自 平成14年 3月19日 至 平成15年 3月17日	△27.31
第 4計算期間	自 平成15年 3月18日 至 平成16年 3月16日	61.15
第 5計算期間	自 平成16年 3月17日 至 平成17年 3月16日	12.37
第 6計算期間	自 平成17年 3月17日 至 平成18年 3月16日	27.86
第 7計算期間	自 平成18年 3月17日 至 平成19年 3月16日	17.43
第 8計算期間	自 平成19年 3月17日 至 平成20年 3月17日	△23.41
第 9計算期間	自 平成20年 3月18日 至 平成21年 3月16日	△45.99
第10計算期間	自 平成21年 3月17日 至 平成22年 3月16日	61.97
第11計算期間	自 平成22年 3月17日 至 平成23年 3月16日	4.63
第12計算期間	自 平成23年 3月17日 至 平成24年 3月16日	7.27

（注）収益率は、計算期間末日の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して計算し、小数点第3位を四捨五入しています。

（４）【設定及び解約の実績】

期 間		設 定 数 量（口）	解 約 数 量（口）
第 3計算期間	自 平成14年 3月19日 至 平成15年 3月17日	912,853,277	191,363,406

第 4計算期間	自 平成15年 3月18日 至 平成16年 3月16日	312,191,516	457,274,849
第 5計算期間	自 平成16年 3月17日 至 平成17年 3月16日	2,367,888,111	456,945,409
第 6計算期間	自 平成17年 3月17日 至 平成18年 3月16日	5,321,922,806	1,229,634,559
第 7計算期間	自 平成18年 3月17日 至 平成19年 3月16日	10,779,692,911	2,476,571,371
第 8計算期間	自 平成19年 3月17日 至 平成20年 3月17日	16,148,971,235	6,489,619,548
第 9計算期間	自 平成20年 3月18日 至 平成21年 3月16日	6,457,044,016	4,287,862,885
第10計算期間	自 平成21年 3月17日 至 平成22年 3月16日	4,142,518,635	9,467,400,528
第11計算期間	自 平成22年 3月17日 至 平成23年 3月16日	9,644,996,706	8,869,220,737
第12計算期間	自 平成23年 3月17日 至 平成24年 3月16日	6,842,084,509	4,843,694,697

（注）日本国外における設定および解約はありません。

（参考情報）

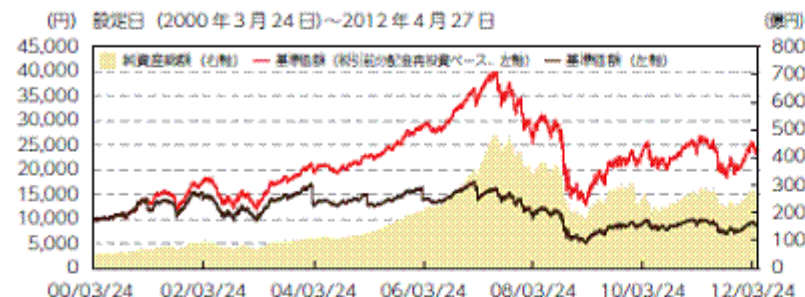


運用実績

（2012年4月27日現在）

● 基準価額・純資産の推移

基準価額 8,932円 純資産総額 267.84億円



※基準価額（税引前分配金再投資ベース）は信託報酬控除後であり、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※基準価額は信託報酬控除後です。

● 分配の推移

決算期	分配金
2008年3月	300円
2009年3月	0円
2010年3月	300円
2011年3月	300円
2012年3月	0円
設定以来累計	13,900円

※分配金は1万口当たり、税引前の金額です。

● 主要な資産の状況

マザーファンドの資産の状況を記載しています。

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

資産別構成

	比率
株式	98.2%
その他資産	1.8%
合計	100.0%

組入上位10銘柄

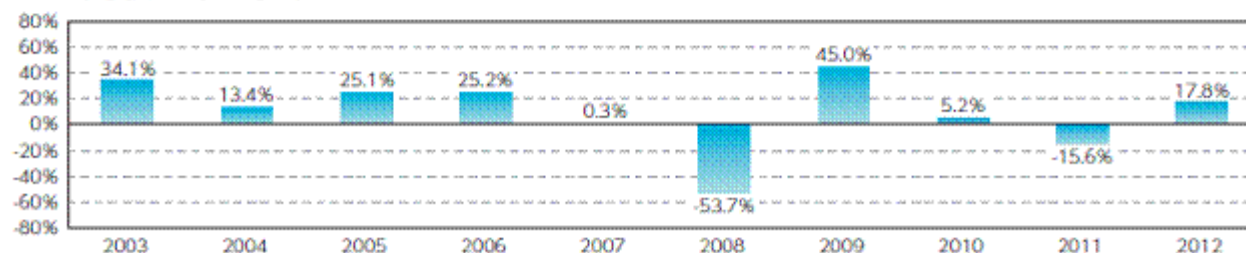
順位	銘柄名	投資国	業種名	比率
1	ORACLE CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	4.7%
2	SNAP-ON INC	アメリカ	資本財	4.6%
3	JULIUS BAER GROUP LTD	スイス	各種金融	4.3%
4	RHEINMETALL AG	ドイツ	資本財	4.3%
5	MASTERCARD INC-CLASS A	アメリカ	ソフトウェア・サービス	4.2%
6	EQUIFAX INC	アメリカ	商業・専門サービス	4.0%
7	LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	アメリカ	ヘルスケア機器・サービス	3.9%
8	DAIMLER AG-REG	ドイツ	自動車・自動車部品	3.9%
9	ADECCO SA-REG	スイス	商業・専門サービス	3.7%
10	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	スイス	各種金融	3.6%

組入上位10業種

順位	業種名	比率
1	資本財	13.2%
2	ソフトウェア・サービス	10.9%
3	各種金融	10.1%
4	半導体・半導体製造装置	8.5%
5	運輸	8.3%
6	商業・専門サービス	7.7%
7	ヘルスケア機器・サービス	7.5%
8	メディア	5.6%
9	素材	5.3%
10	食品・飲料・タバコ	4.4%

※業種はGICS（世界産業分類基準）に基づく24産業グループによります。

● 年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※2012年は4月27日までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
・最新の運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ①取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日にいつでも行うことができます。申込受付時間は、原則として午後3時^注までとし、当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取り扱います。ただし、ニューヨーク証券取引所が休場日の場合には、取得申込みの受付は行いません。該当する日については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

注：販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切ることがありますので、各販売会社にご確認ください。

- ②取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込金額の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行います。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- ③当ファンドには、収益分配金の受取方法の別により、収益分配金を受け取る「分配金受取コース」と、税金を差し引いた後の収益分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。申込方法および申込単位は、販売会社が個別に定めるものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資については、1口単位となります。
- ④お申込み価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。取得申込みには、お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等が別に加算されます。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資については、当該計算期間終了日の基準価額となります。
- ⑤お申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%^注）を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。
- 注：ここでの税とは、申込手数料にかかる消費税等をいいます。
- ⑥取得申込者は、取得申込金額をお申込みの販売会社に、当該販売会社が指定する期日までに支払うものとします。
- ⑦「自動けいぞく投資コース」を選択する場合には、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款^注」にしたがって契約を締結します。
- また、「自動けいぞく投資コース」を選択した取得申込者が、「定時定額購入サービス」を利用する場合には、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約^注を締結するものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認ください。
- 注：販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を定める名称の異なる契約または規定を使用することがあります。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
- ⑧委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。取得申込みの受付が中止された場合には、取得申込者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、取得申込者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとします。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求について>

- ①解約請求は、販売会社の営業日にいつでも行うことができます。受付時間は、原則として午後3時^注までとし、当該解約請求にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分として取り扱います。ただし、ニューヨーク証券取引所が休場日の場合には、当該解約請求の受付は行いません。該当する日については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

注：販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切ることがありますので、各販売会社にご確認ください。

- ②委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

- ③解約請求を行う受益者は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ご解約単位は、販売会社が個別に定める単位とします。
- ⑤ご解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額の0.3%）を差し引いた額です。1口当たりの解約価額に解約口数を乗じて得た額から、税金を差し引いた額がお受取金額となります。
- ⑥ご解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社の営業所等において受益者に支払われます。
- ⑦信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- ⑧委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた解約請求の受付けを取り消すことがあります。解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

①基準価額の計算

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して計算します。基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されます。

当ファンドの信託財産に属する資産のうち、主要投資対象およびその評価方法は以下のとおりです。

朝日Nvest バリュース型 外国株マザーファンド受益証券	移動平均法に基づき、基準価額により評価しています。
-------------------------------	---------------------------

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<参考>マザーファンドの主要投資対象およびその評価方法

株 式	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しています。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しています。
-----	--

②基準価額の計算頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせいただけるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

委託会社：朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

ホームページアドレス

<http://www.alamco.co.jp/>

フリーダイヤル

フヤソウトウシン

0120-283104

（営業日の9：00～17：00）

（２）【保管】

該当事項はありません。

※ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

（３）【信託期間】

信託期間は無期限です。

※「（５）その他 ①信託の終了（償還）」の規定により信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

原則として、毎年3月17日から翌年3月16日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を各計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

①信託の終了（償還）

- 1) 委託会社は、信託期間中において、受益権の口数が当初設定受益権口数の10分の1または10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、1)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- 4) 委託会社は、3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、1)の信託契約の解約をしません。
- 5) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 3)から5)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、3)の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 7) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 8) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更4)」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 9) 受託会社がその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において委託会社が新たな受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、1)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、

原則として、公告を行いません。

- 3) 2) の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- 4) 委託会社は、3) の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、1) の信託約款の変更をしません。
- 5) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、1) から5) までの規定にしたがいます。

③反対者の買取請求

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

④公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤運用報告書の作成および交付

委託会社は、毎決算後に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買の状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

⑥関係法人との契約の更改

- 1) 委託会社と受託会社との間の信託契約は無期限です。ただし、「①信託の終了（償還）」に該当することとなった場合には解約されます。
- 2) 委託会社と販売会社との間の募集・販売等に関する契約は、期間満了の3ヵ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示がない限り、同一の条件で更新されます。
- 3) 委託会社と投資顧問会社との間の運用委託契約は、期間満了の3ヵ月前までに委託会社および投資顧問会社のいずれからも別段の意思表示がない限り、同一の条件で更新されます。

⑦信託事務処理の委託

受託会社は、再信託受託会社と再信託契約を締結することにより、当ファンドの信託財産すべてを再信託受託会社へ移管し、当ファンドにかかる信託事務処理の一部を委託することがあります。その場合には、信託財産の管理にかかる事務のうち再信託にかかる契約書類に基づく所定の事務を行います。

なお、再信託受託会社が受ける信託事務処理の一部の委託にかかる報酬は、受託会社が受け取る信託報酬の中から当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日から5営業日目まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が支払開始日から5年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属するものとします。

②償還金に対する請求権

受益者は、償還金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日（以下「償還日」といいます。）後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から5営業日目まで）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が支払開始日から10年間請求を行わない場合は、その権利を失い、その金銭は委託会社に帰属するものとします。

③換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に解約請求をすることができます。詳細は、「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

④帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第11期計算期間（平成22年3月17日から平成23年3月16日まで）および第12期計算期間（平成23年3月17日から平成24年3月16日まで）については内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成23年7月8日付内閣府令第33号により改正されておりますが、第11期計算期間（平成22年3月17日から平成23年3月16日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第12期計算期間（平成23年3月17日から平成24年3月16日まで）については内閣府令第33号附則第2条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間（平成22年3月17日から平成23年3月16日まで）および第12期計算期間（平成23年3月17日から平成24年3月16日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

朝日Nvestグローバルバリュー株オープン

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第11期 (平成23年 3月16日現在)	第12期 (平成24年 3月16日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,200,133,304	346,846,566
親投資信託受益証券	24,847,555,778	28,517,892,790
未収利息	1,972	570
流動資産合計	26,047,691,054	28,864,739,926
資産合計	26,047,691,054	28,864,739,926
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	843,796,133	—
未払解約金	82,471,337	49,471,006
未払受託者報酬	13,081,209	12,445,773
未払委託者報酬	222,380,508	211,578,069
流動負債合計	1,161,729,187	273,494,848
負債合計	1,161,729,187	273,494,848
純資産の部		
元本等		
元本	28,126,537,771	30,124,927,583
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,240,575,904	△1,533,682,505
（分配準備積立金）	245,416,279	552,432,587
元本等合計	24,885,961,867	28,591,245,078
純資産合計	24,885,961,867	28,591,245,078
負債純資産合計	26,047,691,054	28,864,739,926

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期 自平成22年 3月17日 至平成23年 3月16日	第12期 自平成23年 3月17日 至平成24年 3月16日
営業収益		
受取利息	288,509	284,578
有価証券売買等損益	1,814,419,566	2,320,337,012
営業収益合計	1,814,708,075	2,320,621,590
営業費用		
受託者報酬	25,013,180	26,506,449
委託者報酬	425,223,908	450,609,511
その他費用	420,000	420,000
営業費用合計	450,657,088	477,535,960
営業利益	1,364,050,987	1,843,085,630
経常利益	1,364,050,987	1,843,085,630
当期純利益	1,364,050,987	1,843,085,630
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	319,490,835	△231,838,154
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△3,437,510,338	△3,240,575,904
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,118,709,699	561,323,647
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,118,709,699	561,323,647
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,122,539,284	929,354,032
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,122,539,284	929,354,032
分配金	843,796,133	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,240,575,904	△1,533,682,505

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第11期 自 平成22年 3 月17日 至 平成23年 3 月16日	第12期 自 平成23年 3 月17日 至 平成24年 3 月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額により評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第11期 (平成23年 3 月16日現在)	第12期 (平成24年 3 月16日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額		
期首元本額	27,350,761,802円	28,126,537,771円
期中追加設定元本額	9,644,996,706円	6,842,084,509円
期中一部解約元本額	8,869,220,737円	4,843,694,697円
2. 計算期間末日における受益権の総数	28,126,537,771口	30,124,927,583口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その金額は3,240,575,904円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その金額は1,533,682,505円であります。
4. 1単位（1万口）当たりの純資産額 （1口当たりの純資産額）	8,848円 (0.8848円)	9,491円 (0.9491円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第11期 自 平成22年 3 月17日 至 平成23年 3 月16日	第12期 自 平成23年 3 月17日 至 平成24年 3 月16日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	140,928,250円 (注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。	150,026,985円 (注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。
2. 分配金の計算過程	計算期末における費用控除後の配当等収益（245,416,279円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定する収益調整金（6,707,300,799円）および分配準備積立金（0円）より、分配可能額は6,952,717,078円（1万口当たり2,471円）であり、そのうち843,796,133円（1万口当たり300円）を分配金額としております。	計算期末における費用控除後の配当等収益（338,179,919円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定する収益調整金（6,343,333,548円）および分配準備積立金（214,252,668円）より、分配可能額は6,895,766,135円（1万口当たり2,289円）でありましたが、今期は分配を行いませんでした。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第11期 自 平成22年 3 月17日 至 平成23年 3 月16日	第12期 自 平成23年 3 月17日 至 平成24年 3 月16日
--	--

1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資して運用することを目的としております。 2.金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「注記表（有価証券に関する注記）」に記載しております。 これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、カントリーリスク、信用リスク、および流動性リスクに晒されております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、パフォーマンスおよびリスクの状況は社内一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上での分析の基礎となるデータは各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、運用責任者、経営陣を主要参加メンバーとするパフォーマンス評価・リスク管理委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。 また、コンプライアンス部門において、信託約款や運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入れに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。 4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左 4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左
---	--

II 金融商品の時価等に関する事項

第11期 自 平成22年3月17日 至 平成23年3月16日	第12期 自 平成23年3月17日 至 平成24年3月16日
1.貸借対照表計上額、時価および差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2.時価の算定方法 (1)親投資信託受益証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1.貸借対照表計上額、時価および差額 同左 2.時価の算定方法 (1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第11期(自 平成22年3月17日 至 平成23年3月16日)

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,541,700,958
合計	1,541,700,958

第12期(自 平成23年3月17日 至 平成24年3月16日)

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	2,360,265,524
合計	2,360,265,524

（デリバティブ取引に関する注記）

第11期 自 平成22年3月17日 至 平成23年3月16日	第12期 自 平成23年3月17日 至 平成24年3月16日
デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第11期 自 平成22年3月17日 至 平成23年3月16日	第12期 自 平成23年3月17日 至 平成24年3月16日
該当事項はありません。	同左

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

（株式）

該当事項はありません。

（株式以外の有価証券）

（平成24年3月16日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	朝日Nvest バリュート型 外国株マザーファンド	8,810,248,321	28,517,892,790	—
合計		8,810,248,321	28,517,892,790	—

（注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「朝日Nvest バリュート型 外国株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて「朝日Nvest バリュート型 外国株マザーファンド」の受益証券です。

なお、「朝日Nvest バリュート型 外国株マザーファンド」の状況は以下のとおりです。

「朝日Nvest バリュース型 外国株マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１） 貸借対照表

（単位：円）

	（平成23年 3 月16日現在）	（平成24年 3 月16日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	1,232,776,061	427,233,533
コール・ローン	54,283,374	272,984,589
株式	42,287,652,731	57,160,089,874
派生商品評価勘定	117,148	115,319
未収入金	39,764,970	8,621,858
未収配当金	38,551,607	47,961,820
未収利息	89	448
流動資産合計	43,653,145,980	57,917,007,441
資産合計	43,653,145,980	57,917,007,441
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	222,085	61,982
未払金	88,989,040	29,276,090
流動負債合計	89,211,125	29,338,072
負債合計	89,211,125	29,338,072
純資産の部		
元本等		
元本	14,706,298,999	17,883,751,357
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	28,857,635,856	40,003,918,012
元本等合計	43,563,934,855	57,887,669,369
純資産合計	43,563,934,855	57,887,669,369
負債純資産合計	43,653,145,980	57,917,007,441

（２） 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 平成22年 3 月17日 至 平成23年 3 月16日	自 平成23年 3 月17日 至 平成24年 3 月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、有価証券報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の金融商品取引所又は店頭市場における計算期間末日の最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。	為替予約取引 同左

3. 収益及び費用の計上基準	時価評価にあたっては、わが国における有価証券報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。	
	受取配当金	受取配当金
	原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合は当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	同左
	有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益及び為替差損益 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成23年 3月16日現在)	(平成24年 3月16日現在)
1. 有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額		
期首元本額	12,875,690,063円	14,706,298,999円
期中追加設定元本額	3,388,689,617円	3,534,907,679円
期中一部解約元本額	1,558,080,681円	357,455,321円
2. 元本の内訳		
朝日Nvest グローバル バリュース株オープン	8,387,926,874円	8,810,248,321円
ALAMCO 年金グローバル バリュース株ファンド (適格機関投資家専用)	6,089,924,449円	9,070,994,437円
ALAMCO・ハリス 外国株ファンド(適格機関 投資家転売制限付)	225,903,717円	—
Avest-E私募 2004 (適格機関投資家転 売制限付)	2,543,959円	2,508,599円
3. 有価証券報告書における開示対象ファン ドの計算期間末日における受益権の総数	14,706,298,999口	17,883,751,357口
4. 1単位(1万口)当たりの純資産額 (1口当たりの純資産額)	29,623円 (2.9623円)	32,369円 (3.2369円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

自 平成22年 3月17日 至 平成23年 3月16日	自 平成23年 3月17日 至 平成24年 3月16日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資して運用することを目的としております。 2.金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「注記表(有価証券に関する注記)」に記載しております。 これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、カントリーリスク、信用リスク、および流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託しているハリス・アソシエイツ社（以下、投資顧問会社という。）においては、運用委託契約に基づくガイドラインに定められた事項にしたがって運用を行い、売買執行後、ポートフォリオの内容について分析を行い、ガイドラインに抵触していないかのチェックを行っています。また、投資顧問会社は、定期的にレポートを作成し、当ファンドの運用状況に関する情報を委託会社へフィードバックしています。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

委託会社においては、パフォーマンスおよびリスクの状況は社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上での分析の基礎となるデータは各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、運用責任者、経営陣を主要参加メンバーとするパフォーマンス評価・リスク管理委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。

また、コンプライアンス部門において、信託約款や運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入れに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。

4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

II 金融商品の時価等に関する事項

自 平成22年 3月17日 至 平成23年 3月16日	自 平成23年 3月17日 至 平成24年 3月16日
1.貸借対照表計上額、時価および差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1.貸借対照表計上額、時価および差額 同左
2.時価の算定方法 (1)株式 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	2.時価の算定方法 (1)株式 同左
(2)派生商品評価勘定 「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。	(2)派生商品評価勘定 同左
(3)コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(3)コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（自 平成22年 3月17日 至 平成23年 3月16日）

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株式	2,438,347,413
合計	2,438,347,413

（自 平成23年 3月17日 至 平成24年 3月16日）

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
----	--------------------------

株式	3,240,477,757
合計	3,240,477,757

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種類	(平成23年 3 月16日現在)			
	契約額等 (円)	うち 1 年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引 為替予約取引 買建				
米ドル	33,683,567	—	33,743,945	60,378
スイスフラン	89,192,245	—	88,988,950	△203,295
売建				
米ドル	89,192,245	—	89,181,250	10,995
ユーロ	33,683,567	—	33,656,582	26,985
合計	245,751,624	—	245,570,727	△104,937

種類	(平成24年 3 月16日現在)			
	契約額等 (円)	うち 1 年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引 為替予約取引 買建				
英ポンド	29,318,072	—	29,273,857	△44,215
売建				
米ドル	29,318,072	—	29,220,520	97,552
合計	58,636,144	—	58,494,377	53,337

(注)時価の算定方法

・為替予約取引

計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成22年 3 月17日 至 平成23年 3 月16日	自 平成23年 3 月17日 至 平成24年 3 月16日
該当事項はありません。	同左

(3) 附属明細表

①有価証券明細表
(株式)

(平成24年3月16日現在)

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	APACHE CORP	147,600	106.97	15,788,772.00	
		CIMAREX ENERGY CO	104,200	80.21	8,357,882.00	
		INTL FLAVORS & FRAGRANCES	252,000	57.22	14,419,440.00	
		SNAP-ON INC	498,700	62.18	31,009,166.00	
		EQUIFAX INC	598,300	44.20	26,444,860.00	
		FEDEX CORP	240,600	94.61	22,763,166.00	
		UNION PACIFIC CORP	129,200	113.08	14,609,936.00	
		CARNIVAL CORP	678,300	32.39	21,970,137.00	
		DISCOVERY COMMUNICATIONS-C	523,900	44.66	23,397,374.00	
		LIVE NATION ENTERTAINMENT INC	1,470,700	9.35	13,751,045.00	
		HEALTH NET INC	283,500	39.09	11,082,015.00	
		LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	312,000	90.60	28,267,200.00	
		TENET HEALTHCARE CORP	2,572,300	5.68	14,610,664.00	
		MASTERCARD INC-CLASS A	65,100	419.55	27,312,705.00	
		ORACLE CORP	1,098,300	30.06	33,014,898.00	
		TE CONNECTIVITY LTD	599,500	36.83	22,079,585.00	
		APPLIED MATERIALS	1,132,400	12.79	14,483,396.00	
		INTEL CORP	816,900	27.75	22,668,975.00	
		TEXAS INSTRUMENTS INC	652,200	32.78	21,379,116.00	
	計	銘柄数：	19		387,410,332.00	
		組入時価比率：	55.9%		(32,368,133,238)	
ユーロ		FIAT INDUSTRIAL	1,281,100	8.31	10,652,346.50	
		RHEINMETALL AG	511,200	47.23	24,143,976.00	
		DAIMLER AG-REG	459,700	48.44	22,270,166.50	
		BANCO SANTANDER S.A	2,701,964	6.24	16,871,063.21	
		MLP AG	1,661,000	6.17	10,250,031.00	
		SAP AG	224,000	54.51	12,210,240.00	
計		銘柄数：	6		96,397,823.21	
		組入時価比率：	18.2%		(10,534,354,120)	
英ポンド		SMITHS GROUP PLC	156,800	10.75	1,685,600.00	
		BBA AVIATION PLC	5,902,200	2.16	12,760,556.40	
		DIAGEO PLC	629,000	15.29	9,620,555.00	
計		銘柄数：	3		24,066,711.40	
		組入時価比率：	5.5%		(3,157,071,201)	
スイスフラン		ADECCO SA-REG	489,400	49.12	24,039,328.00	
		NESTLE SA-REG	240,400	56.70	13,630,680.00	
		CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	961,800	26.81	25,785,858.00	
		JULIUS BAER GROUP LTD	743,300	37.83	28,119,039.00	
計		銘柄数：	4		91,574,905.00	
		組入時価比率：	14.3%		(8,287,528,902)	
スウェーデンクローナ		ASSA ABLOY AB-B	428,300	204.50	87,587,350.00	
計		銘柄数：	1		87,587,350.00	
		組入時価比率：	1.9%		(1,078,200,278)	

	オーストラリアドル	INCITEC PIVOT LTD	6,017,100	3.28	19,736,088.00	
	計	銘柄数：	1		19,736,088.00	
		組入時価比率：	3.0%		(1,734,802,135)	
					3.0%	
合計					57,160,089,874	
					(57,160,089,874)	

(注)種類別通貨計の()内は、邦貨換算金額であります。

(注)合計金額欄は、邦貨換算金額であります。

(注)組入時価比率は、左より純資産総額に対する評価額(邦貨換算金額)の割合、および、合計金額に対する評価額(邦貨換算金額)の割合であります。

(株式以外の有価証券)

該当事項はありません。

(外貨建有価証券の内訳)

(平成24年3月16日現在)

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	総合計金額に 対する比率
米ドル	株式19銘柄	100.0%	56.7%
ユーロ	株式6銘柄	100.0%	18.4%
英ポンド	株式3銘柄	100.0%	5.5%
スイスフラン	株式4銘柄	100.0%	14.5%
スウェーデンクローナ	株式1銘柄	100.0%	1.9%
オーストラリアドル	株式1銘柄	100.0%	3.0%

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「注記表（デリバティブ取引に関する注記）取引の時価等に関する事項」にて開示しておりますので、記載を省略しております。

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

平成24年4月27日

I 資産総額	26,861,037,795 円
II 負債総額	76,418,762 円
III 純資産総額（I－II）	26,784,619,033 円
IV 発行済数量	29,987,191,151 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8932 円
（1万口当たり純資産額）	（8,932 円）

<参考>マザーファンドの現況

朝日Nvest バリュース型 外国株マザーファンド

平成24年4月27日

I 資産総額	53,575,243,174 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額（I－II）	53,575,243,174 円
IV 発行済数量	17,555,968,030 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3.0517 円
（1万口当たり純資産額）	（30,517 円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換の手續等

委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

ありません。

3. 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

4. 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託会社は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

①資本金の額等（平成24年4月末現在）

- 1）資 本 金 ：3,000百万円
- 2）発行可能株式総数：64,000株
- 3）発行済株式総数：32,000株
- 4）最近5年における資本金の額の増減：該当事項はありません。

②委託会社の機構

・ 会社の意思決定機構

委託会社の経営にあたる取締役は、株主総会によって選任されます。その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

取締役全員で構成される取締役会は、委託会社の経営の基本方針を決定するとともに、代表取締役を選任します。代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、常勤取締役および役付執行役員によって構成される経営会議が、取締役会から委任を受けた事項を決定します。

・ 投資運用の意思決定機構

- 1）ファンドの運用に際しては、社内規程等において以下に述べる意思決定プロセスに係わる組織体および権限、責任等を定め、これに基づき業務を執行します。

また、業務執行の適切性については、適宜、内部監査部門による評価等によりその実効性を確保しています。

- a. ファンダメンタルズ分析会議でエコノミスト、アナリストおよびファンドマネジャー等による投資環境分析を行い、これを踏まえて資産別（株式および債券）運用委員会を開催し、個別資産および各プロダクトの投資戦略を決定します。
- b. 投資政策委員会では、基本アセットアロケーション等の投資戦略の大綱を決定します。
- c. 投資政策委員会の決定を受けて、投信運用委員会においてファンドの具体的な投資方針を決定します。

- 2）運用各部において、ファンドの具体的な投資方針に基づく運用を行います。

- 3）パフォーマンス評価・リスク管理委員会でパフォーマンス分析およびリスク分析、コンプライアンス委員会で法令遵守状況の審査を行い、これらを運用の意思決定プロセスにフィードバックします。

(注)委員会および部・室の名称等は変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言業務を行っています。平成24年4月27日現在、当社の証券投資信託のうち、公募により勧誘が行われたものについての種類別の本数および純資産総額は以下のとおりです。なお、下記の他に私募により勧誘が行われた証券投資信託（純資産総額合計2,005億円）の運用を行っています。

種 類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	8	50,826
合 計	8	50,826

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表および中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第26期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第26期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

財務諸表

(1) 【貸借対照表】

期別		第25期 (平成22年3月31日現在)			第26期 (平成23年3月31日現在)		
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(資産の部)			千円	%		千円	%
流動資産							
現金・預金			1,912,903			1,878,783	
有価証券			199,660			-	
前払費用	※2		40,677			43,490	
未収委託者報酬			128,375			140,954	
未収運用受託報酬	※2		333,613			405,408	
未収還付法人税等			766			-	
未収収益			11,928			11,816	
繰延税金資産			139,753			59,407	
その他			17,593			33,271	
流動資産計			2,785,271	67.5		2,573,132	63.4
固定資産							
有形固定資産							
建物	※1	23,205			20,586		
器具備品	※1	17,898	41,104	1.0	20,900	41,486	1.0
無形固定資産							
電話加入権		2,776			2,776		
ソフトウェア		9,068	11,844	0.3	7,957	10,733	0.3
投資その他の資産							
投資有価証券		1,206,513			1,310,501		
関係会社株式		39,857			39,857		
長期差入保証金	※2	34,033			29,820		
繰延税金資産		4,685	1,285,089	31.2	50,119	1,430,298	35.3
固定資産計			1,338,038	32.5		1,482,518	36.6
資産合計			4,123,310	100.0		4,055,650	100.0

期別		第25期 (平成22年3月31日現在)			第26期 (平成23年3月31日現在)		
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(負債の部)			千円	%		千円	%
流動負債							
預り金			7,035			6,337	
未払金							
未払手数料		35,626			39,103		
その他未払金		9,795	45,422		12,063	51,167	
未払費用			176,363			267,058	
未払法人税等			-			264	
未払消費税等			3,414			18,383	
賞与引当金			2,890			82,020	
流動負債計			235,126	5.7		425,230	10.5
負債合計			235,126	5.7		425,230	10.5
(純資産の部)							
株主資本							
資本金			3,000,000	72.8		3,000,000	74.0
資本剰余金							
資本準備金		524,000	524,000	12.7	524,000	524,000	12.9
利益剰余金							
利益準備金		216,800			216,800		
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		147,181	363,981	8.8	△ 110,869	105,930	2.6
株主資本合計			3,887,981	94.3		3,629,930	89.5
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			202	0.0		489	0.0
評価・換算差額等合計			202	0.0		489	0.0
純資産合計			3,888,184	94.3		3,630,419	89.5
負債・純資産合計			4,123,310	100.0		4,055,650	100.0

(2) 【損益計算書】

期別		第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)			第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)		
科目	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
			千円	%		千円	%
営業収益							
委託者報酬		1,307,188			1,474,346		
運用受託報酬		1,374,326			1,329,383		
その他営業収益		59,800	2,741,315	100.0	67,967	2,871,697	100.0
営業費用	※1						
支払手数料			338,302			365,358	
広告宣伝費			12,722			15,862	
公告費			1,140			1,140	
調査費							
調査費		395,176			396,780		
委託調査費		840,035			1,014,938		
図書費		2,416	1,237,627		2,390	1,414,109	
営業雑経費							
通信費		3,393			3,611		
印刷費		7,046			8,764		
協会費		4,138			3,743		
諸会費		1,153			1,253		
その他営業雑経費		982	16,713		825	18,197	
営業費用計			1,606,507	58.6		1,814,668	63.2
一般管理費	※1						
給料							
役員報酬		67,143			77,984		
給料・手当		702,779			746,694		
賞与		△ 2,496	767,426		8,445	833,124	
交際費			6,493			6,192	
寄付金			2,897			2,970	
旅費交通費			28,851			25,577	
租税公課			13,735			14,571	
不動産賃借料			93,340			89,537	
退職給付費用			37,340			39,677	
福利厚生費			98,727			92,550	
賞与引当金繰入			2,537			73,387	
固定資産減価償却費	※2		18,381			15,371	
諸経費			101,593			93,563	
一般管理費計			1,171,325	42.7		1,286,523	44.8
営業損失(△)			△ 36,518	△ 1.3		△ 229,493	△ 8.0
営業外収益							
受取配当金	※1		15,300			18,360	
有価証券利息			18,362			17,927	
受取利息			419			239	
受取賃借料			16,748			14,870	
雑収入	※1		2,884			1,765	
営業外収益計			53,715	1.9		53,162	1.9
営業外費用							
雑損			8,456			14	
営業外費用計			8,456	0.3		14	0.0
経常利益又は経常損失 (△)			8,740	0.3		△ 176,346	△ 6.1

特別損失							
固定資産除却損	※3		108			269	
投資有価証券評価損			13,883			-	
原状回復費			2,400			-	
勤労対策特別費用			-			40,884	
資産除去債務会計基準 の適用に伴う影響額			-			3,316	
その他特別損失			-			229	
特別損失計			16,392	0.6		44,699	1.6
税引前当期純損失(△)			△ 7,651	△ 0.3		△ 221,045	△ 7.7
法人税、住民税及び事業税		2,290			2,290		
法人税等調整額		△ 1,031	1,258	0.0	34,715	37,005	1.3
当期純損失(△)			△ 8,910	△ 0.3		△ 258,051	△ 9.0

（３）【株主資本等変動計算書】

第25期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

株主資本			千円
資本金	前期末残高		3,000,000
	当期変動額		-
	当期末残高		3,000,000
資本剰余金			
資本準備金	前期末残高		524,000
	当期変動額		-
	当期末残高		524,000
資本剰余金合計	前期末残高		524,000
	当期変動額		-
	当期末残高		524,000
利益剰余金			
利益準備金	前期末残高		216,800
	当期変動額	剰余金の配当	-
	当期末残高		216,800
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前期末残高		156,092
	当期変動額	剰余金の配当	-
		当期純損失	△ 8,910
	当期末残高		147,181
利益剰余金合計	前期末残高		372,892
	当期変動額		△ 8,910
	当期末残高		363,981
株主資本合計	前期末残高		3,896,892
	当期変動額		△ 8,910
	当期末残高		3,887,981
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	前期末残高		△ 4
	当期変動額	株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	206
	当期末残高		202
評価・換算差額等合計	前期末残高		△ 4
	当期変動額		206
	当期末残高		202
純資産合計	前期末残高		3,896,887
	当期変動額		△ 8,703
	当期末残高		3,888,184

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

株主資本			千円
資本金	前期末残高		3,000,000
	当期変動額		-
	当期末残高		3,000,000
資本剰余金			
資本準備金	前期末残高		524,000
	当期変動額		-
	当期末残高		524,000
資本剰余金合計	前期末残高		524,000
	当期変動額		-
	当期末残高		524,000
利益剰余金			
利益準備金	前期末残高		216,800
	当期変動額	剰余金の配当	-
	当期末残高		216,800
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前期末残高		147,181
	当期変動額	剰余金の配当	-
		当期純損失	△ 258,051
	当期末残高		△ 110,869
利益剰余金合計	前期末残高		363,981
	当期変動額		△ 258,051
	当期末残高		105,930
株主資本合計	前期末残高		3,887,981
	当期変動額		△ 258,051
	当期末残高		3,629,930
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	前期末残高		202
	当期変動額	株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	287
	当期末残高		489
評価・換算差額等合計	前期末残高		202
	当期変動額		287
	当期末残高		489
純資産合計	前期末残高		3,888,184
	当期変動額		△ 257,764
	当期末残高		3,630,419

重要な会計方針

第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） (2) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (3) その他有価証券 時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの…移動平均法による原価法	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 満期保有目的の債券 同左 (2) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (3) その他有価証券 時価のあるもの…同 左 時価のないもの…同 左
2. 固定資産の減価償却方法 有形固定資産…定率法（ただし平成10年4月1日以降に 取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を 採用しております。 主な耐用年数は、建物8年～24年、器具備品3年～15年で あります。 無形固定資産…定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては社内におけ る利用可能期間（5年）に基づいております。	2. 固定資産の減価償却方法 有形固定資産…同 左 無形固定資産…同 左
3. 引当金の計上基準 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支 給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。	3. 引当金の計上基準 賞与引当金 同 左
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により 円貨に換算し、換算差額は損益として処理してしま す。	4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同 左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の処理方法 同 左

会計方針の変更

第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」 （企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資 産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会 計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用し ております。 これにより、当事業年度の営業損失及び経常損失が 545千円、税引前当期純損失が3,861千円増加してしま す。

注記事項**（貸借対照表関係）**

第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 26,151千円 器具備品 92,402千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 28,770千円 器具備品 95,717千円
※2 関係会社に対する資産及び負債	※2 関係会社に対する資産及び負債

前払費用	4,579千円	前払費用	4,579千円
未収運用受託報酬	3,376千円	未収運用受託報酬	2,852千円
長期差入保証金	27,755千円	長期差入保証金	27,755千円

(損益計算書関係)

第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)		第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	
※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。		※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。	
営業費用	214,614千円	営業費用	214,927千円
一般管理費	206,563千円	一般管理費	258,006千円
受取配当金	15,300千円	受取配当金	18,360千円
雑収入	315千円	雑収入	312千円
※2 減価償却実施額		※2 減価償却実施額	
有形固定資産	10,956千円	有形固定資産	11,060千円
建物	2,996千円	建物	2,619千円
器具備品	7,959千円	器具備品	8,441千円
無形固定資産	7,424千円	無形固定資産	4,310千円
ソフトウェア	7,424千円	ソフトウェア	4,310千円
※3 固定資産除却損の内訳		※3 固定資産除却損の内訳	
器具備品	70千円	器具備品	232千円
その他	38千円	その他	37千円

(株主資本等変動計算書関係)

第25期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式 (株)	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

会社が保有する自己株式はありません。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式 (株)	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

会社が保有する自己株式はありません。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

第25期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

＜追加情報＞

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、第二種金融商品取引業（委託者指図型投資信託の受益権の私募に係る業務）、投資助言・代理業（投資顧問契約に係る業務）及び投資運用業（投資一任契約に係る業務及び投資信託に係る業務）を営んでおります。

当社の金融商品に対する取組方針に関しましては、資産運用を行うに当たっては、会社経営の社会性・公共性の観点から問題を生ぜしめないように十分な配慮を行い、財務健全性の見地からリスク分散を図るとともに、経営体力に見合ったものとするよう定めております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品には、関係会社株式（子会社株式）、投資信託、及び満期保有目的の債券が含まれております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社の金融商品に係るリスク管理体制に関しましては、対象となる運用資産、取引、コンプライアンスチェック等を定めるとともに、実際に保有する金融商品については、定期的に発行体の財務状況、時価等を把握し、保有状況を見直すよう努めております。

2.金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,912,903	1,912,903	-
(2) 未収収益	473,917	473,917	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	1,403,832	1,445,500	41,667
②その他有価証券	2,341	2,341	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、債券は取引金融機関から提示された価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(注2) 非上場株式（貸借対照表価額39,857千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,912,903	-	-	-
未収収益	473,917	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	-	608,277	-	-
(2) 社債	199,660	99,681	-	-
(3) その他	-	199,730	296,483	-
合計	2,586,480	907,689	296,483	-

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、第二種金融商品取引業（委託者指図型投資信託の受益権の私募に係る業務）、投資助言・代理業（投資顧問契約に係る業務）及び投資運用業（投資一任契約に係る業務及び投資信託に係る業務）を営んでおります。

当社の金融商品に対する取組方針に関しましては、資産運用を行うに当たっては、会社経営の社会性・公共性の観点から問題を生ぜしめないように十分な配慮を行い、財務健全性の見地からリスク分散を図るとともに、経営体力に見合ったものとするよう定めております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品には、関係会社株式（子会社株式）、投資信託、及び満期保有目的の債券が含まれております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社の金融商品に係るリスク管理体制に関しましては、対象となる運用資産、取引、コンプライアンスチェック等を定めるとともに、実際に保有する金融商品については、定期的に発行体の財務状況、時価等を把握し、保有状況を見直すよう努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,878,783	1,878,783	-
(2) 未収委託者報酬	140,954	140,954	-
(3) 未収運用受託報酬	405,408	405,408	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	1,306,676	1,342,550	35,873
②その他有価証券	3,824	3,824	-
(5) 未払費用	267,058	267,058	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、並びに(5) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、債券は取引金融機関から提示された価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(注2) 非上場株式（貸借対照表価額39,857千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,878,783	-	-	-
未収委託者報酬	140,954	-	-	-
未収運用受託報酬	405,408	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	-	606,097	-	-
(2) 社債	-	99,829	-	-
(3) その他	-	396,887	203,861	-
合計	2,425,146	1,102,814	203,861	-

(有価証券関係)

第25期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	608,277	618,710	10,432
	(2) 社債	299,341	303,060	3,718
	(3) その他	496,213	523,730	27,516
	小計	1,403,832	1,445,500	41,667
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		1,403,832	1,445,500	41,667

2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式27,357千円、関連会社株式12,500千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
--	----	------	----------	----

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	1,000	1,374	374
	小計	1,000	1,374	374
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	1,000	966	△ 33
	小計	1,000	966	△ 33
合計		2,000	2,341	341

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	606,097	614,990	8,892
	(2) 社債	99,829	101,170	1,340
	(3) その他	496,887	523,250	26,362
	小計	1,202,814	1,239,410	36,595
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	103,861	103,140	△ 721
	小計	103,861	103,140	△ 721
合計		1,306,676	1,342,550	35,873

2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式27,357千円、関連会社株式12,500千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	3,000	3,824	824
	小計	3,000	3,824	824
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		3,000	3,824	824

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第25期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

第25期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成19年3月より確定拠出年金制度を採用しております。

2.退職給付費用の内訳（単位：千円）

確定拠出掛金等	37,340
---------	--------

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成19年3月より確定拠出年金制度を採用しております。

2.退職給付費用の内訳（単位：千円）

確定拠出掛金等	39,677
---------	--------

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

第25期 (平成22年3月31日現在)		第26期 (平成23年3月31日現在)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
(流動)	(単位：千円)	(流動)	(単位：千円)
未払事業税	2,613	未払事業税	2,250
未払事業所税	1,286	未払事業所税	1,287
賞与引当金	1,032	賞与引当金	29,861
未払役員報酬	311	未払役員報酬	308
未払法定福利費	186	未払法定福利費	3,512
未払寄付金	620	未払寄付金	634
インデックス使用料	152	コンサルティング費用	203
未払確定拠出掛金	1,259	インデックス使用料	152
未返還投資顧問料	2,570	未払確定拠出掛金	1,295
未払監査費用否認額	5,420	未返還投資顧問料	2,610
繰越欠損金	124,298	未払監査費用	3,355
小計	139,753	未払アセスメント費用	1,395
		繰越欠損金	12,537
		小計	59,407
(固定)		(固定)	
関係会社株式評価損	4,265	関係会社株式評価損	4,265
インデックス使用料	508	インデックス使用料	356
その他	63	敷金	1,571
小計	4,837	繰越欠損金	169,479
繰延税金資産合計	144,591	小計	175,672
		評価性引当金	△125,216
		繰延税金資産合計	50,455
繰延税金負債		繰延税金負債	
(固定)		(固定)	
その他有価証券評価差額金	152	その他有価証券評価差額金	335
繰延税金負債合計	152	繰延税金負債合計	335
繰延税金資産の純額	144,439	繰延税金資産の純額	109,527

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった項目別の内訳

第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。	同左

（持分法損益等）

第25期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）(単位：千円)

関連会社等に対する投資の金額	38,000
持分法を適用した場合の投資の金額	125,143
持分法を適用した場合の投資利益の金額	20,770

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）(単位：千円)

関連会社等に対する投資の金額	38,000
持分法を適用した場合の投資の金額	127,764
持分法を適用した場合の投資利益の金額	20,981

（資産除去債務関係）

第26期（平成23年3月31日現在）

資産除去債務のうち、貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社はオフィスの不動産貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りにあたり、使用見込期間は当該オフィスビルの耐用年数である50年を採用しております。

3. 当該事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度末残高（注）	23,943千円
増減額（△は減少）	△545千円
当事業年度末残高	23,398千円

（注）当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当事業年度の期首における残高を記載しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への売上高については、損益計算書に記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

対象となる外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務契約により開示できない売上については、判定対象から除いております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

<追加情報>

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(関連当事者情報)

第25期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	朝日生命保険相互会社	千代田区	166,000	生命保険業	(被所有) 直接 100%	投資顧問契約に基づく資産運用受託、および、証券投資信託受益証券の募集販売	運用受託報酬	37,873	未収運用受託報酬	3,376
							出向者人件費の支払、代行手数料支払、賃借料・共益費支払他	337,642	未払金	15,394
									前払費用	4,579

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資顧問契約については、一般の顧客と同様の取扱いをしております。

証券投資信託受益証券の募集販売の取引条件については、一般の販売会社と同様の取扱いをしております。

3.営業費用のうち、賃借料・共益費については、朝日不動産管理株式会社が収納事務の代理を行っており、同社を経由した取引となっております。

2.親会社に関する注記

親会社情報

朝日生命保険相互会社（相互会社であるため上場していません）

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1.関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	朝日生命保険相互会社	千代田区	166,000	生命保険業	(被所有) 直接 100%	投資顧問契約に基づく資産運用受託、および、証券投資信託受益証券の募集販売	運用受託報酬	35,115	未収運用受託報酬	2,852
							出向者人件費の支払、代行手数料支払、賃借料・共益費支払他	386,179	未払金	18,046
									前払費用	4,579

(注) 1.上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2.取引条件及び取引条件の決定方針等

投資顧問契約については、一般の顧客と同様の取扱いをしております。

証券投資信託受益証券の募集販売の取引条件については、一般の販売会社と同様の取扱いをしております。

3.営業費用のうち、賃借料・共益費については、朝日不動産管理株式会社が収納事務の代理を行っており、同社を経由した取引となっております。

2.親会社に関する注記

親会社情報

朝日生命保険相互会社（相互会社であるため上場していません）

(1株当たり情報)

第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)		第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	121,505.75円	1株当たり純資産額	113,450.62円
1株当たり当期純損失	△278.44円	1株当たり当期純損失	△8,064.09円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。 (注) 1株当たりの当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。 (注) 1株当たりの当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
損益計算書上の当期純損失（千円）	△ 8,910	損益計算書上の当期純損失（千円）	△ 258,051
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る当期純損失（千円）	△ 8,910	普通株式に係る当期純損失（千円）	△ 258,051
普通株式の期中平均株式数（株）	32,000	普通株式の期中平均株式数（株）	32,000

(重要な後発事象)

第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません。	同左

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第27期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)		
区分	注記 番号	金額		構成比
(資産の部)			千円	%
流動資産				
現金・預金			1,929,112	
有価証券			199,899	
未収委託者報酬			126,360	
未収運用受託報酬			403,827	
未収収益			10,410	
繰延税金資産			59,407	
その他			83,564	
流動資産計			2,812,582	68.8
固定資産	※1			
有形固定資産				
建物		19,442		
器具備品		19,510	38,952	1.0
無形固定資産				
電話加入権		2,776		
ソフトウェア		6,345	9,121	0.2
投資その他の資産				
投資有価証券		1,109,796		
関係会社株式		39,857		
長期差入保証金		29,329		
繰延税金資産		50,068	1,229,052	30.0
固定資産計			1,277,125	31.2
資産合計			4,089,708	100.0

		第27期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)		
区分	注記 番号	金額		構成比
(負債の部)			千円	%
流動負債				
預り金			66,880	
未払金			74,979	
未払費用			213,403	
未払法人税等			714	
賞与引当金			49,282	
その他	※2		13,674	
流動負債計			418,935	10.2
負債合計			418,935	10.2
(純資産の部)				
株主資本				
資本金			3,000,000	73.4
資本剰余金				
資本準備金		524,000	524,000	12.8
利益剰余金				
利益準備金		216,800		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		△ 70,591	146,208	3.6
株主資本合計			3,670,208	89.8
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			563	0.0
評価・換算差額等合計			563	0.0
純資産合計			3,670,772	89.8
負債・純資産合計			4,089,708	100.0

(2) 中間損益計算書

		第27期中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)	
区分	注記 番号	金額	百分比
		千円	%
営業収益			
委託者報酬		822,012	
運用受託報酬		649,099	
その他営業収益		36,528	
営業収益計		1,507,640	100.0
営業費用		939,882	62.3
一般管理費	※1	561,761	37.3
営業利益		5,996	0.4
営業外収益	※2	35,665	2.4
営業外費用		58	0.0
経常利益		41,602	2.8
特別損失		179	0.1
税引前中間純利益		41,423	2.7
法人税等		1,145	0.0
法人税等調整額		-	-
中間純利益		40,278	2.7

(3) 中間株主資本等変動計算書

第27期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

株主資本			千円
資本金	当期首残高		3,000,000
	当中間期変動額		-
	当中間期末残高		3,000,000
資本剰余金			
資本準備金	当期首残高		524,000
	当中間期変動額		-
	当中間期末残高		524,000
資本剰余金合計	当期首残高		524,000
	当中間期変動額		-
	当中間期末残高		524,000
利益剰余金			
利益準備金	当期首残高		216,800
	当中間期変動額	剰余金の配当	-
	当中間期末残高		216,800
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		△ 110,869
	当中間期変動額	剰余金の配当	-
		中間純利益	40,278
	当中間期末残高		△ 70,591
利益剰余金合計	当期首残高		105,930
	当中間期変動額		40,278
	当中間期末残高		146,208
株主資本合計	当期首残高		3,629,930
	当中間期変動額		40,278
	当中間期末残高		3,670,208
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	当期首残高		489
	当中間期変動額	株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	74
	当中間期末残高		563
評価・換算差額等合計	当期首残高		489
	当中間期変動額		74
	当中間期末残高		563
純資産合計	当期首残高		3,630,419
	当中間期変動額		40,352
	当中間期末残高		3,670,772

重要な会計方針

項目	第27期中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)
1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） (2)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (3)その他有価証券 時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は 移動平均法により算定） 時価のないもの…移動平均法による原価法
2.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法（ただし平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を 除く)については定額法)を採用しております。 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能 期間（5年）に基づいております。
3.引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額の うち当中間会計期間の負担額を計上しております。
4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への 換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に 換算し、換算差額は損益として処理しております。
5.その他中間財務諸表作成のための基本 となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

第27期中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)
（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用） 当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正 に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計 基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注 記 事 項**（中間貸借対照表関係）**

項目	第27期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)	
※1有形固定資産の減価償却累計額	建物	29,914千円
	器具備品	98,462千円
※2消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

（中間損益計算書関係）

項目	第27期中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)	
※1減価償却実施額	有形固定資産	5,328千円
	無形固定資産	1,857千円
※2営業外収益の主要項目	受取配当金	19,408千円
	有価証券利息	8,335千円
	受取利息	60千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第27期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数（株）	当中間会計期間増加 株式数（株）	当中間会計期間減少 株式数（株）	当中間会計期間末株 式数（株）
発行済株式 普通株式	32,000	-	-	32,000
合 計	32,000	-	-	32,000

会社が保有する自己株式はありません。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第27期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日（当期の中間決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,929,112	1,929,112	-
(2) 未収委託者報酬	126,360	126,360	-
(3) 未収運用受託報酬	403,827	403,827	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	1,305,745	1,343,400	37,654
②その他有価証券	3,950	3,950	-
(5) 未払費用	213,403	213,403	-

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬、並びに（5）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、債券は取引金融機関から提示された価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

（注2）非上場株式（貸借対照表価額39,857千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

（有価証券関係）

第27期中間会計期間末（平成23年9月30日現在）

1. 満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	605,005	613,370	8,364
	(2) 社債	99,903	100,730	826
	(3) その他	600,836	629,300	28,463
	小計	1,305,745	1,343,400	37,654
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		1,305,745	1,343,400	37,654

2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 子会社株式27,357千円、関連会社株式12,500千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
--	----	------------	------	----

中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託	3,950	3,000	950
	小計	3,950	3,000	950
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		3,950	3,000	950

（デリバティブ取引関係）

第27期中間会計期間末（平成23年9月30日現在）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

（持分法損益等）

第27期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

（単位：千円）

関連会社等に対する投資の金額	38,000
持分法を適用した場合の投資の金額	119,047
持分法を適用した場合の投資利益の金額	10,662

（資産除去債務関係）

第27期中間会計期間末（平成23年9月30日現在）

資産除去債務の変動の内容及び当中間会計期間における総額の増減は次のとおりであります。

当期首残高	23,398千円
増減額（△は減少）	△272千円
当中間会計期間末残高	23,125千円

（注）当社は不動産貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。当該資産除去債務については負債計上に代えて、不動産貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当中間会計期間の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

第27期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第27期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への売上高については、中間損益計算書に記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

対象となる外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないた

め、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務契約により開示できない売上については、判定対象から除いております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

第27期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

第27期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

第27期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第27期中間会計期間 （自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日）	
1株当たり純資産額	114,711.64円
1株当たり中間純利益金額	1,258.69円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）1株当たりの中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第27期中間会計期間 （自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日）
中間純利益（千円）	40,278
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	40,278
期中平均株式数（株）	32,000

（重要な後発事象）

第27期中間会計期間末（平成23年9月30日現在）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

①定款の変更等

- 1) 委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- 2) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあります。
- 3) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあります。

②訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****<受託会社>****①名称**

みずほ信託銀行株式会社

②資本金の額（平成23年9月末現在）

247,369百万円

③事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社の概要

名 称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（平成23年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<販売会社>

	①名称	②資本金の額 (単位：百万円)	③事業の内容
1)	藍澤證券株式会社	8,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
2)	あかつき証券株式会社	2,065	同上
3)	安藤証券株式会社	2,280	同上
4)	岩井コスモ証券株式会社（※1）	13,500	同上
5)	エース証券株式会社	8,831	同上
6)	SMBC日興証券株式会社	10,000	同上
7)	株式会社SBI証券	47,937	同上
8)	岡三オンライン証券株式会社	8,000	同上
9)	岡三証券株式会社	5,000	同上
10)	カブドットコム証券株式会社	7,196	同上
11)	極東証券株式会社	5,251	同上
12)	株式会社証券ジャパン	3,000	同上
13)	損保ジャパンDC証券株式会社	3,000	同上
14)	高木証券株式会社	11,069	同上
15)	日産センチュリー証券株式会社	1,500	同上
16)	日本アジア証券株式会社	4,000	同上
17)	PWM日本証券株式会社	3,000	同上
18)	ひびき証券株式会社	500	同上
19)	廣田証券株式会社	600	同上
20)	フィデリティ証券株式会社	5,207	同上
21)	ふくおか証券株式会社（※2）	2,198	同上
22)	マネックス証券株式会社	7,425	同上
23)	丸八証券株式会社	3,676	同上
24)	みずほインベスターズ証券株式会社	80,288	同上
25)	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	18,000	同上
26)	水戸証券株式会社	12,272	同上
27)	むさし証券株式会社	5,000	同上
28)	八幡証券株式会社	1,260	同上
29)	楽天証券株式会社	7,495	同上
30)	リテラ・クレア証券株式会社	3,794	同上
31)	株式会社紀陽銀行	80,096	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

32)	株式会社高知銀行	19,544	同上
33)	株式会社ジャパンネット銀行	37,250	同上
34)	株式会社常陽銀行	85,113	同上
35)	スルガ銀行株式会社	30,043	同上
36)	株式会社みずほ銀行	700,000	同上
37)	株式会社みずほコーポレート銀行	1,404,065	同上
38)	株式会社南日本銀行	16,601	同上
39)	楽天銀行株式会社	25,954	同上
40)	三井住友信託銀行株式会社（※2）	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
41)	三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	同上
42)	東京海上日動火災保険株式会社	101,994	保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。
43)	日本興亜損害保険株式会社	91,249	同上
44)	朝日生命保険相互会社	（※3） 166,000	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

（注）資本金の額は、平成23年9月末現在を記載しています。

（※1）岩井コスモ証券株式会社の資本金額は、平成24年5月1日現在を記載しています。

（※2）ふくおか証券株式会社および三井住友信託銀行株式会社の資本金額は、平成24年4月1日現在を記載しています。

（※3）朝日生命保険相互会社の資本金の額は、「基金」の額を記載しています。

<投資顧問会社>

①名称

ハリス・アソシエイツ・エル・ピー

②資本金の額（平成23年12月末現在）

125,106千米ドル（約9,725百万円）

（米ドルの円換算は、便宜上、平成23年12月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝77円74銭）によります。）

③事業の内容

各種の証券を購入、売却、交換および取引することを含む投資運用業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

<受託会社>

ファンドの受託者として信託財産の保管・管理、計算等を行います。

<販売会社>

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行い、信託契約の一部解約に関する事務、受益権の買取りに関する事務、解約代金、収益分配金、償還金の支払いに関する事務等を行います。

<投資顧問会社>

委託会社から当ファンドのマザーファンドの運用指図（為替ヘッジを含む外貨建資産）に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

3【資本関係】

<受託会社>

該当事項はありません。

<販売会社>

販売会社である朝日生命保険相互会社は、委託会社である朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の株式32,000株（持株比率100%）を保有しています。

<投資顧問会社>

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る書類は、以下のとおり提出されています。

平成23年 6月15日	有価証券報告書、有価証券届出書
平成23年12月15日	半期報告書、有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成24年5月18日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 杉山 正治 ⑩
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 窪寺 信 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている朝日Nvest グローバル バリュース株オープンの平成23年3月17日から平成24年3月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日Nvest グローバル バリュース株オープンの平成24年3月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月23日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	杉山 正治 ⑩
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	窪寺 信 ⑩
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月9日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 杉山 正治 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 窪寺 信 ㊞

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年5月19日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 杉山 正治 ⑩
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 窪寺 信 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている朝日Nvest グローバル バリュース株オープンの平成22年3月17日から平成23年3月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日Nvest グローバル バリュース株オープンの平成23年3月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 杉山 正治 ㊞

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 木村 修 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。